

2026年度 保健医療学部 学年及び学科別学事暦

週	期 間	1年(看・栄)	2年(看護)	2年(栄養)	3年(看護)	3年(栄養)	4年(看護)	4年(栄養)	行事(予定)	
1	4/1 ~ 4/5	入学式	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	4/2(木)入学式	
2	4/6 ~ 4/12	前期講義開始1	2	2	2	2	2	2	4月9日・10日:健康診断	
3	4/13 ~ 4/19	2	3	3	3	3	3	3		
4	4/20 ~ 4/26	3	4	4	4	4	4	4		
5	4/27 ~ 5/3	4	5	5	5	5	5	5	5/1(金)創立記念日	
6	5/4 ~ 5/10	5	6	6	6	6	6	6		
7	5/11 ~ 5/17	6	7	7	7	7	7	7	体育大会 5月14日(木)	
8	5/18 ~ 5/24	7	8	8	8	8	8	8		
9	5/25 ~ 5/31	8	9	9	9	9	9	9		
10	6/1 ~ 6/7	9	10	10	10	10	10	10	給食経営管理論実習Ⅲ 栄養教育実習	
11	6/8 ~ 6/14	10	11	11	11	11	11	11		
12	6/15 ~ 6/21	11	12	12	12	12	12	12		
13	6/22 ~ 6/28	12	13	13	13	13	13	13	母性看護実習Ⅱ	
14	6/29 ~ 7/5	13	14	14	14	14	14	14	小児看護実習	
15	7/6 ~ 7/12	14	15	15	15	15	15	15	精神看護実習	
16	7/13 ~ 7/19	15	16	16	16	16	16	16	在宅看護実習	
17	7/20 ~ 7/26	看護基礎実習1(看)	17	17	17	17	17	17	看護総合実習	
18	7/27 ~ 8/2		18	18	18	18	18	18		
19	8/3 ~ 8/9	16								
20	8/10 ~ 8/16									
21	8/17 ~ 8/23	追再試期間	追再試期間	追再試期間						
22	8/24 ~ 8/30		夏期休業 (~9月10日)							
23	8/31 ~ 9/6									
24	9/7 ~ 9/13	夏期休業	ガイダンス9月11日	夏期休業						
25	9/14 ~ 9/20		地域看護実習(集中)							
26	9/21 ~ 9/27									
27	9/28 ~ 10/4	後期講義開始1	後期講義開始1	後期講義開始1	成人看護実習Ⅰ	後期講義開始1				
28	10/5 ~ 10/11	2	2	2	高齢者看護実習	2				
29	10/12 ~ 10/18	3	3	3	母性看護実習Ⅰ	3				
30	10/19 ~ 10/25	4	4	4		4				
31	10/26 ~ 11/1	5	5	5		5				
32	11/2 ~ 11/8	6	6	6		6				
33	11/9 ~ 11/15	7	7	7		7				
34	11/16 ~ 11/22	8	8	8	後期講義開始1	8				
35	11/23 ~ 11/29	9				9				
36	11/30 ~ 12/6	10	看護基礎実習Ⅱ			10				
37	12/7 ~ 12/13	11	9			11				
38	12/14 ~ 12/20	12	10			12				
39	12/21 ~ 12/27									冬期休業 12/22(月)~1/9(金)
40	12/28 ~ 1/3									校舎閉鎖予定(12/29~1/7)
41	1/4 ~ 1/10									
42	1/11 ~ 1/17	13	11	13	6	13				
43	1/18 ~ 1/24	14	12	14	7	14				
44	1/25 ~ 1/31	15	13	15	8	15				
45	2/1 ~ 2/7	16	14	16	9	16				
46	2/8 ~ 2/14	17	15	17	10	17				
47	2/15 ~ 2/21	18	16	18	11	18				
48	2/22 ~ 2/28	追再試期間	追再試期間	追再試期間		12				
49	3/1 ~ 3/7	予備日	予備日	予備日	予備日	予備日			春期休業	
50	3/8 ~ 3/14	予備日	予備日	予備日	予備日	予備日			看1~看3, 栄1~栄3	
51	3/15 ~ 3/21									: 3/15~3/31
52	3/22 ~ 3/28									学位記授与式: 3月15日(予定)
53	3/29 ~ 3/31									

2026年度 学事暦

1年次 (看護・栄養共通)

週	期 間	月	火	水	木	金	土	日	
1	4/1 ~ 4/5			1	2	入学式	3	新入生G	
2	4/6 ~ 4/12	6	新入生G	7	新入生G	8	① 9	健康診断	
3	4/13 ~ 4/19	13	① 14	① 15	② 16	② 17	② 18	② 19	
4	4/20 ~ 4/26	20	② 21	② 22	③ 23	③ 24	③ 25	③ 26	
5	4/27 ~ 5/3	27	③ 28	③ 29	昭和の日	30	④ 1	創立記念日	
6	5/4 ~ 5/10	4	みどりの日	5	こどもの日	6	振替休日	7	
7	5/11 ~ 5/17	11	④ 12	④ 13	④ 14	体育大会	15	⑤ 16	
8	5/18 ~ 5/24	18	⑤ 19	⑤ 20	⑤ 21	⑥ 22	⑥ 23	補講日(予)	
9	5/25 ~ 5/31	25	⑥ 26	⑥ 27	⑥ 28	⑦ 29	⑦ 30	補講日(予)	
10	6/1 ~ 6/7	1	⑦ 2	⑦ 3	⑦ 4	⑧ 5	⑧ 6	7	
11	6/8 ~ 6/14	8	⑧ 9	⑧ 10	⑧ 11	⑨ 12	⑨ 13	補講日(予)	
12	6/15 ~ 6/21	15	⑨ 16	⑨ 17	⑨ 18	⑩ 19	⑩ 20	21	
13	6/22 ~ 6/28	22	⑩ 23	⑩ 24	⑩ 25	⑪ 26	⑪ 27	補講日(予)	
14	6/29 ~ 7/5	29	⑪ 30	⑪ 1	⑪ 2	⑫ 3	⑫ 4	5	
15	7/6 ~ 7/12	6	⑫ 7	⑫ 8	⑫ 9	⑬ 10	⑬ 11	12	
16	7/13 ~ 7/19	13	⑬ 14	⑬ 15	⑬ 16	⑭ 17	⑭ 18	19	
17	7/20 ~ 7/26	20	海の日	●	●	●	●	25	
18	7/27 ~ 8/2	27	●	●	●	●	●	1	
19	8/3 ~ 8/9	3	⑭ 4	⑭ 5	⑭ 6	⑮ 7	⑮ 8	9	
20	8/10 ~ 8/16	10	11	山の日	12	13	14	15	
21	8/17 ~ 8/23	17	⑮ 18	⑮ 19	⑮ 20	追再試期間	21	追再試期間	
22	8/24 ~ 8/30	24	夏期休業	25	夏期休業	26	夏期休業	27	夏期休業
23	8/31 ~ 9/6	31	夏期休業	1	夏期休業	2	夏期休業	3	夏期休業
24	9/7 ~ 9/13	7	夏期休業	8	夏期休業	9	夏期休業	10	夏期休業
25	9/14 ~ 9/20	14	夏期休業	15	夏期休業	16	夏期休業	17	夏期休業
26	9/21 ~ 9/27	21	敬老の日	22	国民の休日	23	秋分の日	24	夏期休業
授業開講回数		看) 15 栄) 16	看) 15 栄) 17	看) 15 栄) 17	看) 15 栄) 17	看) 15 栄) 17	看) 15 栄) 17		
27	9/28 ~ 10/4	28	後期授業開始	29	① 30	① 1	① 2	① 3	
28	10/5 ~ 10/11	5	① 6	② 7	② 8	② 9	② 10	大学祭	
29	10/12 ~ 10/18	12	スポーツの日	③ 13	③ 14	③ 15	③ 16	③ 17	
30	10/19 ~ 10/25	19	② 20	④ 21	④ 22	④ 23	④ 24	25	
31	10/26 ~ 11/1	26	③ 27	⑤ 28	⑤ 29	⑤ 30	⑤ 31	1	
32	11/2 ~ 11/8	2	④ 3	文化の日	4	⑥ 5	⑥ 6	⑥ 7	
33	11/9 ~ 11/15	9	⑤ 10	⑥ 11	⑦ 12	⑦ 13	⑦ 14	15	
34	11/16 ~ 11/22	16	⑥ 17	⑦ 18	⑧ 19	⑧ 20	⑧ 21	22	
35	11/23 ~ 11/29	23	勤労感謝の日	24	⑧ 25	⑨ 26	⑨ 27	⑨ 28	
36	11/30 ~ 12/6	30	⑦ 1	⑨ 2	⑩ 3	⑩ 4	⑩ 5	6	
37	12/7 ~ 12/13	7	⑧ 8	⑩ 9	⑪ 10	⑪ 11	⑪ 12	13	
38	12/14 ~ 12/20	14	⑨ 15	⑪ 16	⑫ 17	⑫ 18	⑫ 19	20	
39	12/21 ~ 12/27	21	冬期休業	22	冬期休業	23	冬期休業	24	冬期休業
40	12/28 ~ 1/3	28	冬期休業	29	冬期休業・校舎閉鎖	30	冬期休業・校舎閉鎖	31	冬期休業・校舎閉鎖
41	1/4 ~ 1/10	4	冬期休業・校舎閉鎖	5	冬期休業・校舎閉鎖	6	冬期休業・校舎閉鎖	7	冬期休業・校舎閉鎖
42	1/11 ~ 1/17	11	成人の日	⑫ 13	⑬ 14	⑬ 15	⑬ 16	17	
43	1/18 ~ 1/24	18	⑩ 19	⑬ 20	⑭ 21	⑭ 22	⑭ 23	24	
44	1/25 ~ 1/31	25	⑪ 26	⑭ 27	⑮ 28	⑮ 29	⑮ 30	31	
45	2/1 ~ 2/7	1	⑫ 2	⑮ 3	⑯ 4	入試	5	入試	
46	2/8 ~ 2/14	8	⑬ 9	⑯ 10	⑰ 11	建国記念の日	12	⑯ 13	
47	2/15 ~ 2/21	15	⑭ 16	⑰ 17	⑱ 18	⑱ 19	⑱ 20	21	
48	2/22 ~ 2/28	22	追再試期間	23	天皇誕生日	24	追再試期間	25	追再試期間
49	3/1 ~ 3/7	1	予備日	2	予備日	3	予備日	4	予備日
50	3/8 ~ 3/14	8	予備日	9	予備日	10	予備日	11	予備日
51	3/15 ~ 3/21	15	春期休業	16	春期休業	17	春期休業	18	春期休業
52	3/22 ~ 3/28	22	振替休日	23	春期休業	24	春期休業	25	春期休業
53	3/29 ~ 3/31	29	春期休業	30	春期休業	31	春期休業		
授業開講回数		看) 14 栄) 14	看) 17 栄) 17	看) 18 栄) 18	看) 16 栄) 16	看) 17 栄) 17			

※年度測定義：当該年度の4月の最初の水曜日を含む週をその年度の第1週目と定義しています。

●：看護基礎実習 I

※実習期間の共通講義は休講

2026年度 学事暦

2年次 (看護学科)

週	期 間	月	火	水	木	金	土	日
1	4/1 ~ 4/5			1 前期ガイダンス	2	3	① 4	5
2	4/6 ~ 4/12	6	① 7	① 8	① 9 健康診断	① 10	② 11	12
3	4/13 ~ 4/19	13	② 14	② 15	② 16	② 17	③ 18	19
4	4/20 ~ 4/26	20	③ 21	③ 22	③ 23	③ 24	④ 25	26
5	4/27 ~ 5/3	27	④ 28	④ 29 昭和の日	30	④ 1 創立記念日	2	3 憲法記念日
6	5/4 ~ 5/10	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	⑤ 8	⑤ 9	10
7	5/11 ~ 5/17	11	⑤ 12	⑤ 13	④ 14 体育大会	15	⑥ 16	17
8	5/18 ~ 5/24	18	⑥ 19	⑥ 20	⑤ 21	⑥ 22	⑦ 23 補講日(子)	24
9	5/25 ~ 5/31	25	⑦ 26	⑦ 27	⑥ 28	⑦ 29	⑧ 30 補講日(子)	31
10	6/1 ~ 6/7	1	⑧ 2	⑧ 3	⑦ 4	⑧ 5	⑨ 6	7
11	6/8 ~ 6/14	8	⑨ 9	⑨ 10	⑧ 11	⑨ 12	⑩ 13	14
12	6/15 ~ 6/21	15	⑩ 16	⑩ 17	⑨ 18	⑩ 19	⑪ 20	21
13	6/22 ~ 6/28	22	⑪ 23	⑪ 24	⑩ 25	⑪ 26	⑫ 27	28
14	6/29 ~ 7/5	29	⑫ 30	⑫ 1	⑪ 2	⑫ 3	⑬ 4	5
15	7/6 ~ 7/12	6	⑬ 7	⑬ 8	⑫ 9	⑬ 10	⑭ 11	12
16	7/13 ~ 7/19	13	⑭ 14	⑭ 15	⑬ 16	⑭ 17	⑮ 18	19
17	7/20 ~ 7/26	20 海の日	21	⑮ 22	⑭ 23	⑮ 24	⑯ 25	26
18	7/27 ~ 8/2	27	⑯ 28	⑯ 29	⑮ 30	⑯ 31	⑰ 1	2
19	8/3 ~ 8/9	3 補講・集中講義	4 補講・集中講義	5 補講・集中講義	6 補講・集中講義	7 補講・集中講義	8	9
20	8/10 ~ 8/16	10	11 山の日	12	13	14	15	16
21	8/17 ~ 8/23	17 追再試期間	18 追再試期間	19 追再試期間	20	21	22	23
22	8/24 ~ 8/30	24 夏期休業	25 夏期休業	26 夏期休業	27 夏期休業	28 夏期休業	29	30
23	8/31 ~ 9/6	31 夏期休業	1 夏期休業	2 夏期休業	3 夏期休業	4 夏期休業	5	6
24	9/7 ~ 9/13	7 夏期休業	8 夏期休業	9 夏期休業	10 夏期休業	11 後期ガイダンス	12	13
25	9/14 ~ 9/20	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19	20
26	9/21 ~ 9/27	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 ●	25 ●	26	27
授業開講回数		15	16	15	16	17		
27	9/28 ~ 10/4	28	① 29	① 30	① 1	① 2	① 3	4
28	10/5 ~ 10/11	5	② 6	② 7	② 8	② 9	② 10 大学祭	11 大学祭
29	10/12 ~ 10/18	12 スポーツの日	13	③ 14	③ 15	③ 16	③ 17	18
30	10/19 ~ 10/25	19	④ 20	④ 21	④ 22	④ 23	④ 24 集中開講①	25
31	10/26 ~ 11/1	26	⑤ 27	⑤ 28	⑤ 29	⑤ 30	⑤ 31 集中開講①	
32	11/2 ~ 11/8	2 ⑤ 3 文化の日	4	⑥ 5	⑥ 6	⑥ 7	⑥ 8 グローアップ	
33	11/9 ~ 11/15	9	⑥ 10	⑥ 11	⑦ 12	⑦ 13	⑦ 14	15
34	11/16 ~ 11/22	16	⑦ 17	⑦ 18	⑧ 19	⑧ 20	⑧ 21 補講日(子)	22
35	11/23 ~ 11/29	23 勤労感謝の日	24 ▲	25 ▲	26 ▲	27 ▲	28	29
36	11/30 ~ 12/6	30 ▲	1 ▲	2 ▲	3 ▲	4 ▲	5	6
37	12/7 ~ 12/13	7	⑧ 8	⑧ 9	⑨ 10	⑨ 11	⑨ 12	13
38	12/14 ~ 12/20	14	⑨ 15	⑨ 16	⑩ 17	⑩ 18	⑩ 19	20
39	12/21 ~ 12/27	21 冬期休業	22 冬期休業	23 冬期休業	24 冬期休業	25 冬期休業	26	27
40	12/28 ~ 1/3	28 冬期休業	29 冬期休業・校舎閉鎖	30 冬期休業・校舎閉鎖	31 冬期休業・校舎閉鎖	1 冬期休業・校舎閉鎖	2	3
41	1/4 ~ 1/10	4 冬期休業・校舎閉鎖	5 冬期休業・校舎閉鎖	6 冬期休業・校舎閉鎖	7 冬期休業・校舎閉鎖	8 冬期休業	9	10
42	1/11 ~ 1/17	11 成人の日	12	⑩ 13	⑪ 14	⑪ 15	⑪ 16 補講日(子)	17
43	1/18 ~ 1/24	18	⑩ 19	⑪ 20	⑫ 21	⑫ 22	⑫ 23	24
44	1/25 ~ 1/31	25	⑪ 26	⑫ 27	⑬ 28	⑬ 29	⑬ 30 補講日(子)	31
45	2/1 ~ 2/7	1	⑫ 2	⑬ 3	⑭ 4	入試	5 入試	6
46	2/8 ~ 2/14	8	⑬ 9	⑭ 10	⑮ 11 建国記念の日	12	⑭ 13	14
47	2/15 ~ 2/21	15	⑭ 16	⑮ 17	⑯ 18	⑯ 19	⑯ 20	21
48	2/22 ~ 2/28	22 追再試期間	23 天皇誕生日	24 追再試期間	25 追再試期間	26	27	28
49	3/1 ~ 3/7	1 予備日	2 予備日	3 予備日	4 予備日	5 予備日	6 予備日	7
50	3/8 ~ 3/14	8 予備日	9 予備日	10 予備日	11 予備日	12 予備日	13 予備日	14
51	3/15 ~ 3/21	15 春期休業	16 春期休業	17 春期休業	18 春期休業	19 春期休業	20	21 春分の日
52	3/22 ~ 3/28	22 振替休日	23 春期休業	24 春期休業	25 春期休業	26 春期休業	27	28
53	3/29 ~ 3/31	29 春期休業	30 春期休業	31 春期休業				
授業開講回数		14	15	16	14	15		

※年度週定義：当該年度の4月の最初の水曜日を含む週をその年度の第1週目と定義しています。

- ：地域看護実習
 - ▲：看護基礎実習Ⅱ
- ※実習期間の共通講義は休講

集中講義① 「文学と人間」…仮設定 集中講義/2年(看護・栄養)の合同授業

2026年度 学事暦

3年次 (看護学科)

週	期 間	月	火	水	木	金	土	日
1	4/1 ~ 4/5			1 前期ガイダンス	2	3	① 4	5
2	4/6 ~ 4/12	6	① 7	① 8	① 9	① 10 健康診断	② 11	12
3	4/13 ~ 4/19	13	② 14	② 15	② 16	② 17	③ 18	19
4	4/20 ~ 4/26	20	③ 21	③ 22	③ 23	③ 24	④ 25	26
5	4/27 ~ 5/3	27	④ 28	④ 29 昭和の日	30	④ 1 創立記念日	2	3 憲法記念日
6	5/4 ~ 5/10	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	⑤ 8	⑤ 9	10
7	5/11 ~ 5/17	11	⑤ 12	⑤ 13	④ 14 体育大会	15	⑥ 16	17
8	5/18 ~ 5/24	18	⑥ 19	⑥ 20	⑤ 21	⑥ 22	⑦ 23	24
9	5/25 ~ 5/31	25	⑦ 26	⑦ 27	⑥ 28	⑦ 29	⑧ 30 補講日(子)	31
10	6/1 ~ 6/7	1	⑧ 2	⑧ 3	⑦ 4	⑧ 5	⑨ 6 補講日(子)	7
11	6/8 ~ 6/14	8	⑨ 9	⑨ 10	⑧ 11	⑨ 12	⑩ 13	14
12	6/15 ~ 6/21	15	⑩ 16	⑩ 17	⑨ 18	⑩ 19	⑪ 20	21
13	6/22 ~ 6/28	22	⑪ 23	⑪ 24	⑩ 25	⑪ 26	⑫ 27	28
14	6/29 ~ 7/5	29	⑫ 30	⑫ 1	⑪ 2	⑫ 3	⑬ 4	5
15	7/6 ~ 7/12	6	⑬ 7	⑬ 8	⑫ 9	⑬ 10	⑭ 11	12
16	7/13 ~ 7/19	13 ●	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18	19
17	7/20 ~ 7/26	20 海の日	21	⑬ 22	⑬ 23	⑭ 24	⑮ 25	26
18	7/27 ~ 8/2	27	⑭ 28	⑮ 29	⑭ 30	⑮ 31	⑯ 1	2
19	8/3 ~ 8/9	3	⑮ 4	⑯ 5 夏期休業	6 夏期休業	7 夏期休業	8	9
20	8/10 ~ 8/16	10 夏期休業	11 山の日	12 夏期休業	13 夏期休業	14 夏期休業	15	16
21	8/17 ~ 8/23	17 夏期休業	18 夏期休業	19 夏期休業	20 夏期休業	21 夏期休業	22	23
22	8/24 ~ 8/30	24 夏期休業	25 夏期休業	26 夏期休業	27 夏期休業	28 夏期休業	29	30
23	8/31 ~ 9/6	31 ▲	1 ▲	2 ▲	3 ▲	4 ▲	5	6
24	9/7 ~ 9/13	7 ▲	8 ▲	9 ▲	10 ▲	11 ▲	12	13
25	9/14 ~ 9/20	14 ▲	15 ▲	16 ▲	17 ▲	18 ▲	19	20
26	9/21 ~ 9/27	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 ▲	25 ▲	26	27
授業開講回数		15	16	14	15	16		
27	9/28 ~ 10/4	28 ▲	29 ▲	30 ▲	1 ▲	2 ▲	3	4
28	10/5 ~ 10/11	5 ▲	6 ▲	7 ▲	8 ▲	9 ▲	10 大学祭	11 大学祭
29	10/12 ~ 10/18	12 スポーツの日	13 ▲	14 ▲	15 ▲	16 ▲	17	18
30	10/19 ~ 10/25	19 ▲	20 ▲	21 ▲	22 ▲	23 ▲	24	25
31	10/26 ~ 11/1	26 ▲	27 ▲	28 ▲	29 ▲	30 ▲	31	1
32	11/2 ~ 11/8	2 ▲	3 文化の日	4 ▲	5 ▲	6 ▲	7	8
33	11/9 ~ 11/15	9 ▲	10 ▲	11 ▲	12 ▲	13 ▲	14	15
34	11/16 ~ 11/22	16	① 17	① 18	① 19	① 20	① 21	22
35	11/23 ~ 11/29	23 勤労感謝の日	24	② 25	② 26	② 27	② 28	29
36	11/30 ~ 12/6	30	② 1	③ 2	③ 3	③ 4	③ 5 補講日(子)	6
37	12/7 ~ 12/13	7	③ 8	④ 9	④ 10	④ 11	④ 12	13
38	12/14 ~ 12/20	14	④ 15	⑤ 16	⑤ 17	⑤ 18	⑤ 19 補講日(子)	20
39	12/21 ~ 12/27	21 冬期休業	22 冬期休業	23 冬期休業	24 冬期休業	25 冬期休業	26	27
40	12/28 ~ 1/3	28 冬期休業	29 冬期休業・校舎閉鎖	30 冬期休業・校舎閉鎖	31 冬期休業・校舎閉鎖	1 冬期休業・校舎閉鎖	2	3
41	1/4 ~ 1/10	4 冬期休業・校舎閉鎖	5 冬期休業・校舎閉鎖	6 冬期休業・校舎閉鎖	7 冬期休業・校舎閉鎖	8 冬期休業	9	10
42	1/11 ~ 1/17	11 成人の日	12	⑥ 13	⑥ 14	⑥ 15	⑥ 16	17
43	1/18 ~ 1/24	18	⑤ 19	⑦ 20	⑦ 21	⑦ 22	⑦ 23	24
44	1/25 ~ 1/31	25	⑥ 26	⑧ 27	⑧ 28	⑧ 29	⑧ 30	31
45	2/1 ~ 2/7	1	⑦ 2	⑨ 3	⑨ 4 入試	5 入試	6	7
46	2/8 ~ 2/14	8	⑧ 9	⑩ 10	⑩ 11 建国記念の日	12	⑨ 13	14
47	2/15 ~ 2/21	15	⑨ 16	⑪ 17	⑪ 18	⑨ 19	⑩ 20	21
48	2/22 ~ 2/28	22	⑩ 23 天皇誕生日	24	⑫ 25	⑩ 26	⑪ 27	28
49	3/1 ~ 3/7	1 予備日	2 予備日	3 予備日	4 予備日	5 予備日	6 予備日	7
50	3/8 ~ 3/14	8 予備日	9 予備日	10 予備日	11 予備日	12 予備日	13 予備日	14
51	3/15 ~ 3/21	15 春期休業	16 春期休業	17 春期休業	18 春期休業	19 春期休業	20	21 春分の日
52	3/22 ~ 3/28	22 振替休日	23 春期休業	24 春期休業	25 春期休業	26 春期休業	27	28
53	3/29 ~ 3/31	29 春期休業	30 春期休業	31 春期休業				
授業開講回数		10	11	12	10	11		

※年度測定義：当該年度の4月の最初の水曜日を含む週をその年度の第1週目と定義しています。

- ：外来看護実習
- ▲：成人看護実習Ⅰ、母性看護実習Ⅰ
成人看護実習Ⅱ、高齢看護実習

2026年度 学事暦

4年次 (看護学科)

週	期 間	月	火	水	木	金	土	日
1	4/1 ~ 4/5			1 前期ガイダンス	2	3	① 4	5
2	4/6 ~ 4/12	6	① 7	① 8	① 9	① 10 健康診断	② 11	12
3	4/13 ~ 4/19	13	② 14	② 15	② 16	② 17	③ 18	19
4	4/20 ~ 4/26	20	③ 21	③ 22	③ 23	③ 24	④ 25	26
5	4/27 ~ 5/3	27	④ 28	④ 29 昭和の日	30	④ 1 創立記念日	2	3 憲法記念日
6	5/4 ~ 5/10	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	⑤ 8	⑤ 9	10
7	5/11 ~ 5/17	11	⑤ 12	⑤ 13	④ 14 体育大会	15	⑥ 16	17
8	5/18 ~ 5/24	18 ●	19 ●	20 ●	21 ●	22 ●	23	24
9	5/25 ~ 5/31	25 ●	26 ●	27 ●	28 ●	29 ●	30	31
10	6/1 ~ 6/7	1 ●	2 ●	3	4 ●	5 ●	6	7
11	6/8 ~ 6/14	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●	12 ●	13	14
12	6/15 ~ 6/21	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19 ●	20	21
13	6/22 ~ 6/28	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●	26 ●	27	28
14	6/29 ~ 7/5	29 ●	30 ●	1 ●	2 ●	3 ●	4	5
15	7/6 ~ 7/12	6 ●	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11	12
16	7/13 ~ 7/19	13 ●	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18	19
17	7/20 ~ 7/26	20 海の日	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25	26
18	7/27 ~ 8/2	27 ●	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●	1	2
19	8/3 ~ 8/9	3 ●	4 ●	5 ●	6 ●	7 ●	8	9
20	8/10 ~ 8/16	10 ●	11 山の日	12 ●	13 ●	14 ●	15	16
21	8/17 ~ 8/23	17 ●	18 ●	19 ●	20 ●	21 ●	22	23
22	8/24 ~ 8/30	24 国試補講	25 国試補講	26 国試補講	27 国試補講	28 国試補講	29	30
23	8/31 ~ 9/6	31 夏期休業	32 夏期休業	2 夏期休業	3 夏期休業	4 夏期休業	5	6
24	9/7 ~ 9/13	7 夏期休業 ▲	8 夏期休業 ▲	9 夏期休業 ▲	10 夏期休業 ▲	11 夏期休業 ▲	12	13
25	9/14 ~ 9/20	14 夏期休業 ▲	15 夏期休業 ▲	16 夏期休業 ▲	17 夏期休業 ▲	18 夏期休業 ▲	19	20
26	9/21 ~ 9/27	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 夏期休業 ▲	25 夏期休業 ▲	26	27
	授業開講回数	5	5	4	5	6		
27	9/28 ~ 10/4	28 夏期休業 ▲	29 夏期休業 ▲	30 夏期休業 ▲	1 夏期休業 ▲	2 夏期休業 ▲	3	4
28	10/5 ~ 10/11	5 夏期休業 ▲	6 夏期休業 ▲	7 夏期休業 ▲	8 夏期休業 ▲	9 夏期休業 ▲	10 大学祭	11 大学祭
29	10/12 ~ 10/18	12 スポーツの日	13	① 14	① 15	① 16	① 17	18
30	10/19 ~ 10/25	19	① 20	② 21	② 22	② 23	② 24	25
31	10/26 ~ 11/1	26	② 27	③ 28	③ 29	③ 30	③ 31 集中開講①	1
32	11/2 ~ 11/8	2	③ 3 文化の日	4	④ 5	④ 6	④ 7	8
33	11/9 ~ 11/15	9	④ 10	④ 11	⑤ 12	⑤ 13	⑤ 14	15
34	11/16 ~ 11/22	16	⑤ 17	⑤ 18	⑥ 19	⑥ 20	⑥ 21	22
35	11/23 ~ 11/29	23 勤労感謝の日	24	⑥ 25	⑦ 26	⑦ 27	⑦ 28 集中開講②	29
36	11/30 ~ 12/6	30	⑥ 1	⑦ 2	⑧ 3	⑧ 4	⑧ 5	6
37	12/7 ~ 12/13	7	⑦ 8	⑧ 9	⑨ 10	⑨ 11	⑨ 12 集中開講③	13
38	12/14 ~ 12/20	14	⑧ 15	⑧ 16	⑩ 17	⑩ 18	⑩ 19	20
39	12/21 ~ 12/27	21 冬期休業	22 冬期休業	23 冬期休業	24 冬期休業	25 冬期休業	26	27
40	12/28 ~ 1/3	28 冬期休業	29 冬期休業・校舎閉鎖	30 冬期休業・校舎閉鎖	31 冬期休業・校舎閉鎖	1 冬期休業・校舎閉鎖	2	3
41	1/4 ~ 1/10	4 冬期休業・校舎閉鎖	5 冬期休業・校舎閉鎖	6 冬期休業・校舎閉鎖	7 冬期休業・校舎閉鎖	8 冬期休業	9	10
42	1/11 ~ 1/17	11 成人の日	12	13	14	15	16	17
43	1/18 ~ 1/24	18	19	20	21	22	23	24
44	1/25 ~ 1/31	25	26	27	28	29	30	31
45	2/1 ~ 2/7	1	2	3	4 入試	5 入試	6	7
46	2/8 ~ 2/14	8	9	10	11 建国記念の日	12	13	14
47	2/15 ~ 2/21	15	16	17	18	19	20	21
48	2/22 ~ 2/28	22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28
49	3/1 ~ 3/7	1	2	3	4	5	6	7
50	3/8 ~ 3/14	8	9	10	11	12	13	14
51	3/15 ~ 3/21	15 学位記授与式(予定)	16	17	18	19	20	21 春分の日
52	3/22 ~ 3/28	22 振替休日	23	24	25	26	27	28
53	3/29 ~ 3/31	29	30	31				
	授業開講回数	8	9	10	10	10		

※年度週定義：当該年度の4月の最初の水曜日を含む週をその年度の第1週目と定義しています。

- ：精神看護実習、小児看護実習、母性看護実習Ⅱ、在宅看護実習、看護総合実習、
- ▲：公衆衛生看護実習Ⅰ、公衆衛生看護実習Ⅱ、公衆衛生看護実習Ⅲ

目次

I 履修要項

I-1 教育理念	2
I-2 教育目的	2
I-3 教育目標	2
I-4 看護学科の教育目的	2
I-5 看護学科の教育目標	2
I-6 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	3
I-7 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）	3
I-8 学生ポータルサイト(Campus Plan)	6
I-9 履修について	
1) 学期	6
2) 授業科目の種類	6
3) 授業科目の履修登録	6
4) 授業の聴講について	7
5) CAP制について	8
I-10 授業について	
1) 授業中のマナー	8
2) 授業の出席・授業内課題における不正	8
3) 授業時間	8
4) 休講・補講・補講等（補習）・集中講義	9
5) 欠席の取扱いと届出の提出	9
6) 公欠制度	9
7) 欠席回数の自己管理について	12
8) 悪天候等による登校不可の際の授業対応	12
9) 授業評価アンケート	12
I-11 試験について	
1) 試験の種類・手続き	13
2) 受験資格	13
3) 試験の方法	13
4) 試験時間	14
5) 受験心得	14
6) 不正行為	15
I-12 単位・成績について	
1) 単位について	15
2) 単位修得に関する事項	16
3) 成績通知	17

II 看護学科

II-1 看護学科の履修要件（先修条件）	
1) 実習の先修条件	20
2) 臨地実習における追実習と補習実習及び再実習について	20
3) 実習以外の科目の先修条件	21
II-2 看護学科の卒業要件・進級要件	
1) 卒業要件	22
2) 進級要件	22
II-3 看護学科の資格の取得	
1) 看護師国家試験受験資格	23
2) 保健師国家試験受験資格	23
3) 養護教諭一種免許	25
4) 養護教諭二種免許	27
II-4 教育課程表（卒業までに必要な授業科目と単位数の一覧）	28
II-5 科目ナンバリングとカリキュラムマップ	34
II-6 カリキュラムツリー	36
II-7 科目配置表	38
II-8 オフィスアワー	40
II-9 科目担当教員一覧表	42

III 規程（学則・教務に関する諸規程）

札幌保健医療大学学則	48
札幌保健医療大学保健医療学部履修規程	62
札幌保健医療大学教職課程履修規程	69
札幌保健医療大学試験規程	78
札幌保健医療大学における成績評価の異議申し立てに関する規程	82
札幌保健医療大学既修得単位認定規程	86
学修における生成AI（ChatGPT等）の使用に関する留意事項について	88

I 履修要項

履修要項は、大学における学習のルールや履修についての規則、進級及び卒業に必要な単位など皆さんにとって重要な事項を記載しています。

配付は入学時のみであり卒業まで使用しますので、必ず熟読し活用をしてください。

なお、卒業までの間、記載内容に変更が生じた場合は、ガイダンス等で周知を行うとともに Teams 学生掲示板にてお知らせします。

Ⅰ-1 教育理念

本学の教育理念は「人間力を根幹とした医療人の育成」です。

本学は、学生一人ひとりの人間力として、「豊かな感性」「高潔な精神」「確かな知力」を培い、これらの人間的調和と自己成長をはかるとともに、「他者と共存」できる医療人を育成します。

この教育理念の実現によって、社会から必要とされる人材を地域に輩出することで、保健医療福祉の充実・向上に貢献します。

◆本学の教育がめざす、人間力とは、

- ・豊かな感性：人の心に寄り添い、他者の思いや苦悩を汲み取る力
- ・高潔な精神：真・善を追求し、公共の使命と責任を全うする意志力
- ・確かな知力：人間的な判断と行動の知的拠り所となる力
- ・他者との共存：多様な文化や社会、個性ある互いを認め合い、他者と共に生きる力

Ⅰ-2 教育目的

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

Ⅰ-3 教育目標

- (1) 人間力を涵養し、社会の一員としての社会的態度と行動をとることができる人材を育成する。
- (2) 生命への畏敬の念を抱き、人間の尊厳と多様な価値観を尊重できる人材を育成する。
- (3) 人間と環境と健康の相互作用を理解し、健康を社会的視点から捉えることができる人材を育成する。
- (4) 保健医療の専門職として求められる知識・技術・態度を有し、実践力のある人材を育成する。
- (5) 社会生活や保健医療福祉に関わる人々との連携および協働できる人材を育成する。
- (6) 保健医療福祉の諸課題への探求心を持ち、将来にわたり学習し、成長し続ける人材を育成する。

Ⅰ-4 看護学科の教育目的

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

Ⅰ-5 看護学科の教育目標

- (1) 自己の良心と社会規範に従い、自己を統制し、責任ある行動のできる看護専門職者を育成する。
- (2) 目的に適った情報の収集と論理的な思考・判断を行い、適切に表現できる看護専門職者を育成する。
- (3) 生命への畏敬の念を抱き、人間の尊厳を守り、人々の多様な価値観を尊重できる看護専門職者を育成する。
- (4) 人間・環境・健康を体系的に理解し、人間の生活と環境・健康の関係性について社会的視点から多角的に捉えることのできる看護専門職者を育成する。
- (5) 看護の対象となる個人・家族・集団・地域社会の健康課題を多角的に捉え、その人らしい健康生活を送るための支援を考え、実践できる看護専門職者を育成する。
- (6) 社会と保健医療福祉分野での看護職の役割と責務を認識し、多職種および関係者と連携・協働できる看護専門職者を育成する。
- (7) 保健医療福祉の動向を捉え、看護の専門性を探求し、将来にわたり能力向上のために自己研鑽し続ける看護専門職者を育成する。

1-6 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

看護学科では、本学の教育理念である「人間力教育を根幹とした医療人の育成」に基づく教育によって、以下の資質・能力を身につけ、所定の授業科目を履修して卒業に必要な単位を修得した学生に、学士（看護学）の学位を授与する。

【態度・志向性】

1. 自らを律し、主体的に行動する能力
看護専門職として、自身の言動に責任をもって行動し、目的達成に向けて主体的に学習することができる。
2. 生命を大切に、人々の権利を尊重する態度
看護専門職として、人の生命を尊重し、看護の対象の最善の利益を追求する姿勢で実践に臨むことができる。
3. 目的を達成するために他者と連携・協働する能力
多様な文化や社会を理解し、他者と連携・協働して物事に取り組むことができる。

【汎用性技能】

4. 人々との関係性を構築する能力
看護の対象となる人々、協働する様々な職種の人々と良好な関係を築き、発展させるためのコミュニケーションスキルを有している。
5. 問題・課題を発見し、解決する能力
看護に必要な情報を収集・分析して問題・課題を発見し、改善・解決するための計画を立案し実践できる。

【知識・理解】

6. 修得した知識・技術を活用し、実践する能力
看護専門職として、看護学及び関連分野の知識とそれに基づく技術を身につけ、実践に活用できる。

【総合力・創造的思考力】

7. 看護を探究し、保健・医療・福祉の発展に寄与する能力
人々のより良い健康のために看護の在り方を探究し、保健・医療・福祉の発展と地域社会に貢献することができる。

1-7 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

看護学科では、社会人としてまた看護職として必要な知識・技術・態度および専門的实践力を修得し、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力を身につけるために、次のような教育内容・教育方法・評価方法によってカリキュラムを編成する。

【教育内容】

「人間力教育を根幹とした医療人の育成」という教育理念に基づき、すべての科目を通じて「人間力」である「豊かな感性」「高潔な精神」「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる医療人の育成を目指す。

全体のカリキュラムは、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」と「専門科目」で構成する。

「基礎教育科目」では、「人間」と「環境（自然・社会・生活）」について広く学び、その学びを活用しながら「専門基礎教育」では、「人間」「環境」「健康」、そして「保健医療福祉」に関する学習を深め、専門教育の支持基盤を形成する。

「専門科目」は、「看護の基本」「人間の発達段階と看護活動」「看護の統合と探究」と選択科目である「公衆衛生看護学」に区分され、看護の基礎的な学びの後に、対象の発達段階に応じた看護学（母性・小児・成人・高齢者）が続き、さらに、全ての発達段階に関連する「精神看護」「在宅看護」の学びへと段階的、階層的に看護を学ぶ。各看護学では「概論」「活動論」「臨地実習」の順序で有機的かつ系統的に学習を深め、看護実践能力を身につける。

臨地実習の共通課題として、①対象に適した看護実践、②対人関係の形成、③社会資源の活用とチーム連携、④倫理的行動と問題の認識の4点を掲げ、1～4年まで段階的に配置した臨地実習において実習体験を重ねながら学びを深める。

最終学年では統合的な看護実践能力を修得する演習、実習が配置され、また、学生個々の興味と関心に合わせた専門的な看護に触れる機会を選択科目として配置している。さらに栄養学科をもつ本学の特性を活かした独自の科目を設置し、看護活動の視野を広げ多職種と連携する能力の基盤をつくる。

1. 自らを律し、主体的に行動する能力

- ・大学生活全般の自己管理能力と自律的な学習態度を培い、社会人・職業人としての汎用的スキルの基礎を学ぶ「学びの理解」を1年前期に配置している。

- ・自ら考え行動し、社会に参画、協働する意欲、社会性、責任ある行動力を身につけ、専門科目を学ぶ基盤づくりができるように、保健医療福祉に関する活動で体験した多様な学びを単位として認定する「特別総合科目」を1～2年次の選択科目として配置している。

2. 生命を大切にし、人々の権利を尊重する態度

- ・1年次で「倫理学」を、2年次に「生命倫理」と「看護倫理」を配置し、倫理的な思考の育成と倫理的諸問題に対し判断し行動する基礎的能力を培う。
- ・各看護学で、対象の価値観を尊重し、自己決定のプロセスを支える援助の基本を学ぶ。そして、臨地実習での実践を通じて、対象との援助的関係を構築し、看護場面における倫理的行動の実践を学ぶ。

3. 目的を達成するために他者と連携・協働する能力

- ・全学年に栄養学科との合同科目として「地域連携ケア論Ⅰ～Ⅳ」を配置し、各学年の学習進度に合わせて、地域の健康課題と社会資源、保健医療福祉チームにかかる多職種の理解と連携、看護職としての専門性と役割の理解を深める。
- ・栄養ケアプロセスにおける看護職と管理栄養士、医療者の連携・協働を学ぶ機会として、栄養学科との合同科目「栄養サポートチーム論」を選択科目として配置している。
- ・「臨地実習」では、対象者にかかわる様々な職種との情報共有や調整の見学、カンファレンスへの参加を通じて、臨地実習の共通の学習課題「社会資源の活用とチーム連携」の学びを深める。

4. 人々と関係性を構築する能力

- ・「基礎教育科目」に栄養学科との共通・合同科目を設置し、入学後早期から他職種理解の基盤をつくる。
- ・対象を深く理解し、援助的人間関係の構築ができるように1年前期に「援助関係論」を配置している。
- ・臨地実習では、対象や実習指導者との関係を構築しながら、対象に合った援助を考え、実践する。

5. 問題・課題を発見し、解決する能力

- ・問題を発見し、分析、解決するためには、幅広い知識が必要である。1, 2年次に配置されている「基礎教育科目」で「人間」と「環境（自然・社会・生活）」について広く学び、その素地をつくる。
- ・論理的・批判的に考えるスキルを学ぶ科目として1年次に「論理的思考」を配置している。
- ・PCの活用、収集したデータの分析、ICTの活用など、情報社会に適応するための基礎を身につける「情報処理」「統計分析法」「情報リテラシー」を1年次に配置している。
- ・看護の対象の看護問題を解決するための情報収集、分析、課題の明確化、解決策を考える一連のプロセスは、看護実践の基軸となる。看護学の各領域で問題解決技法を用いてその過程を詳細に学び、臨地実習においては、その技法を用いて実際に対象の看護問題・課題の改善・解決の計画を立案し、実践する。

6. 修得した知識・技術を活用し、実践する能力

- ・「専門基礎科目」で、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと治療、人間の心理反応と適応障害など看護の対象となる人間の心と体を理解し、また、人々を取り巻く環境の特性、保健医療体系、健康を守るための法律などを学ぶ。その学びを活かして、個人、家族、集団、地域を対象に、人々の生命と健康を守る看護実践能力を系統的、段階的に学ぶ。
- ・1, 2年次には、「看護の基本」では、「基礎看護学」と「地域看護学」で地域に生活する人々の健康の保持増進につながる看護や健康障害を持った対象への基本的な看護を学ぶ。
- ・2～4年次には、対象の特性に合わせた専門的な看護（「母性」「小児」「成人」「高齢者」「精神」「在宅」）を学び、看護の実践力をつける。
- ・2年次には「家族看護学」や「健康教育論」など、すべての領域の看護に必要な援助の学びの科目が配置され、看護の実践力を支える。
- ・さらに実践力を高めるために、最終学年に「看護総合実習」「実践総合演習」を配置し、卒業前の自己の課題を明らかにする。
- ・栄養学科をもつ大学の強みとして、1年次に「栄養代謝」、2年次に「臨床栄養学」、4年次に「栄養サポートチーム論」を配置し、疾病の予防、健康寿命延伸の観点からの保健指導や栄養管理におけるチーム医療を学ぶ。

7. 看護を探究し保健医療福祉の発展に寄与する能力

- ・3年次に「看護学研究法」で看護研究の基本を学び、4年次の「看護課題研究」で看護問題・課題の解決・改善につながる研究を具体的に考える。
- ・4年次には、各学生の興味と関心に応じてより専門的見地から看護を学ぶことができるように「慢性看護論」「災害看護論」「クリティカル看護論」「リハビリテーション看護論Ⅱ」「国際看護論」などの選択科目を配置している。また、「スポーツと健康」「栄養サポートチーム論」の本学独自の科目により、看護活動の視野を広げ多職種と連携する能力の基盤をつくる。

【教育方法】

- (1) 各科目の特性に応じて、講義、演習、実習の授業形態を適切に取り入れ、学習効果の向上を図る教育を展開する。
- (2) 演習・実習科目において、1年次からさまざまなアクティブ・ラーニング手法を導入し、社会性や協調性、主体性、論理的思考を培い、コミュニケーション力の向上を図る。
- (3) 専門教育の知識基盤となる初年次の理系科目では、入学前のプレ学習を行う他、入学後にプレイスメントテストを行い、習熟度別のクラス分けで基礎学力の向上を目指す。
- (4) 英語科目は、少人数制、習熟度別クラスで学生のレディネスに応じた教育を展開する。
- (5) 看護技術演習は、教員のサポートが十分受けられるように少人数での演習形態をとる。
- (6) 4年次まで学年担任を中心に適宜面談を行いながら、ポートフォリオの活用や継続的な学習指導を行い、学習の振り返りと課題の明確化を促し、学びの向上を支援する。

【評価方法】

- (1) シラバスに記載されている各科目の明確な評価方法と基準に基づいて到達度を厳格に評価する。
- (2) 各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を可視化し、学習成果の到達度を評価する。
- (3) 各年次終了時に、学則に定める進級制度により進級の可否を判断する。
- (4) GPA制度を導入し、学習状況の評価・判定を行う。
- (5) 学期毎に授業評価アンケートを実施し、授業の評価とともに授業に対する学生の取り組み姿勢についての自己評価を行う。

I-8 学生ポータルサイト(Campus Plan)

本学では、学内でのポータルサイトとして「Campus Plan」を導入しています。「Campus Plan」では履修登録、シラバス及び成績表の閲覧、授業の出席状況の確認ができます。

Campus Plan 機能説明

機 能	内 容
履修登録	授業科目の履修登録を行うことができます。
出欠席確認	履修登録をした授業の出欠席の確認ができます。
成績照会	成績や単位修得状況を表示します。
シラバス閲覧	シラバスを閲覧することができます。
授業評価アンケート	科目の終了時に実施するアンケートに回答できます。

※詳細は、ガイダンスにおいて説明をします。

I-9 履修について

1) 学期

本学では、1つの年次を前期と後期の2学期にわけています。各学期は、学期で次のように定められています。

前期	後期
4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

2) 授業科目の種類

授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目および教職に関する科目に区分され、次のように分類されます。

必修科目：卒業までに単位を修得しなければならない科目です。

選択科目：卒業までに定められた各区分の必要単位数以上を修得しなければならない科目です。

選択必修科目：指定された科目の中から、必要単位数を修得しなければならない科目です。

3) 授業科目の履修登録

履修登録とは、自身で立てた履修計画に基づき受講する科目を登録することをいいます。履修登録科目に誤りがないか、進級及び卒業が見込まれるか、また資格取得に必要な科目を履修しているか等の確認は、学生自身の責任において確認するものとします。新入生においては4月に教員による履修相談が実施されますので履修計画を立てる際は、積極的に出席してください。なお、履修相談については、指定された時期に限らず必要に応じて適切に相談をするようにしてください。

- 履修科目は、履修登録をしなければなりません。各年次4月の履修登録期間内に1年分を本人がCampus Planから登録します（履修登録に関する詳細はガイダンスでお知らせします）。
- 期間内に履修登録しなかった場合の履修は認められません。
- 各学期の履修訂正期間に履修科目の変更（追加・取消）を行うことができます。
- 休学中または学費未納の学生は、履修登録および受講、試験の受験はできません。
- 同一曜日で同一時限に2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- 前年度までに履修し、単位を修得した科目を再度履修登録することはできません。
- 1年間で履修登録可能な単位数には、上限があります（CAP制）。
- 在学する学年より上位学年に配当されている科目を履修登録することはできません。なお、下位学年に配当されている科目を履修する場合は、以下の点に注意してください。

●下位学年の開講科目を履修する際の注意点（再履修科目を除く）

- ① 授業変更により、所属学年科目と下位学年科目が重複した場合は、下位学年開講科目の授業は「欠席」扱いとなり、補講等の対象になりません。
- ② 所属学年の臨地実習を履修するため、下位学年科目に出席できない場合においても、下位学年開講科目の授業は「欠席」扱いとなり、補講等の対象になりません。
- ③ ①・②による「欠席」回数が、授業実施時間数の3分の1以上を超えた場合、下位学年開講科目は自動的に「失格」となることを、あらかじめ理解した上で履修登録を行ってください。
- ④ 時間割は、教育課程に定められた学年ごとに編成されるため、下位学年で開講されている科目を履修した場合、①・②・③により単位修得ができなくなる可能性があることを十分理解しておいてください。
- ⑤ 下位学年の開講科目の学習内容に強い興味があり、学びたい場合は、科目担当教員が「聴講」を認めることがありますので学務課へ申し出てください（授業に出席し学ぶことができますが、すべての授業に出席できた場合であっても単位修得はできません）。

4) 授業の聴講について

本学の学生及び卒業生が、復習及び学力強化を目指し、すでに単位を修得した本学の授業科目を再び受講すること（聴講）ができます。ただし、聴講する者として不適当と認められたときには、受講の許可を取り消すことがあります。

聴講の許可

科目の開講学年より上位学年の学生が卒業及び国家試験の合格を目的に、一度単位認定された授業科目を受講する場合、又は、国家試験を不合格となった卒業生が、国家試験の合格を目的に本学の授業科目を受講する場合

聴講科目

聴講を許可する科目は、講義科目及び演習若しくは実験・実習科目において「講義形態」で実施される時間となります。また、科目担当教員により許可された授業科目に限り、受講することができます。

手続き方法

単位修得した科目の受講を希望する学生及び卒業生は、前期開講科目は3月末日まで、後期開講科目は9月末日までに科目担当教員へ聴講の希望を申し出た上で許可を得ることが必要です。

5) CAP制について

大学で学習する講義・演習・実習・実験などの各授業科目には単位数が定められており、単位を修得するためには、大学における授業に加えて予習・復習からなる自己学習が必要です（p.15 参照）。

本学では、学習すべき授業科目を精選して十分な学習時間を確保し、授業内容を深く修得できることを目的にCAP制を導入しています。CAP制とは、各学年が履修できる1年間の総単位数に上限を設定することで、各学科のディプロマ・ポリシーを達成するための学習を計画的に進められるよう適切に授業科目を履修できることを目的とした制度です。1年間の履修科目登録単位の上限は、学科により異なります。

項 目	看護学科	栄養学科
履修科目登録単位の上限（1年間）	45 単位	48 単位
CAP制対象外の科目	教職免許（養護教諭一種免許 栄養教諭一種免許）取得に必要な科目 再履修科目 編入学生及び転学科生の履修科目	

※教職免許（養護教諭一種免許及び栄養教諭一種免許）取得に必要な科目においては、卒業要件の単位に含まれません。

I-10 授業について

1) 授業中のマナー

授業を受ける際は、下記の内容を厳守した上で受講してください。

- (1) 授業中の私語は禁止です。
- (2) 遅刻はしないでください。やむを得ない事情で遅刻した場合は、授業の妨げにならないよう静かに教室に入室してください。授業終了後に、理由を授業担当教員に伝えてください。また、授業担当教員に断りなく途中退室はしないでください。
- (3) 授業担当教員の指示により、もしくは、授業担当教員の許可を得て授業のために使用する場合を除き、携帯電話・スマートフォン・PC・タブレット端末などの使用を禁止します。授業中は電源を切るか、マナーモードにしてください。
- (4) 特別な理由がある場合を除き、授業の撮影・録画・録音は原則禁止です。必要な場合は、必ず授業担当教員の許可を得てください。
- (5) 飲食は原則禁止としますが、授業担当教員の指示に従ってください。

2) 授業の出席・授業内課題における不正

下に該当する行為は、不正行為の対象となります。

- (1) 本人が授業に出席をしていないにもかかわらず出席カードやそれに代わるものを他人が記入し提出する
- (2) 科目の出席登録サイト（Forms等）のURLを他人に流出する
- (3) 他人の学生証を所持・使用する
- (4) 授業内課題の不正（剽窃・盗用等）

3) 授業時間

本学の授業は、1時限90分を原則としています。

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
授業時間	9:30~11:00	11:10~12:40	13:30~15:00	15:10~16:40	16:50~18:20

4) 休講・補講・補講等（補習）・集中講義

休講、補講、講義変更等の連絡は、各科目の Teams でお知らせします。

休 講	担当教員等の都合により予定されていた授業が行われないことを「休講」といいます。
補 講	休講等により授業時間が不足した場合、授業回数を補うために「補講」が行われます。
補講等（補習）	公欠として扱われた場合に本人の申し出により受けることができます。
集 中 講 義	科目によっては、通常の時間割以外のある一定期間（長期休業日等）に集中して授業を行います。これを「集中講義」といいます。

5) 欠席の取扱いと届出の提出

- (1) 欠席により、授業への出席回数不足が生じると、失格となります。
- (2) 遅刻、早退などにより授業を 60 分以上受講しない場合は、欠席として取り扱います。
- (3) 「公欠」とならない欠席の場合、届の提出は不要です。
- (4) 実習や試験の欠席については実習要項、又は履修要項「試験について」を確認してください。
- (5) 疾病などの理由で 7 日間以上連続して欠席する場合は、「長期欠席届」を提出する必要があります。
- (6) 試験又は実習を欠席した場合は、p.13 を確認してください。

6) 公欠制度

以下の事由で授業を欠席し指定された手続きをした場合、公欠と認められ出席の扱いにも欠席の扱いにもなりません。ただし公欠として取り扱う回数は、授業実施時間数の 5 分の 1 までとなります。授業実施回数から公欠回数を除いた回数が出席を要する回数となります。**（公欠が出席に替わることはありません）**

公欠扱いを許可された授業については、補講等の配慮を受けることができます。また、公欠に該当する事由が重複し、許可する回数を超えた場合は教務委員会で審議し、公欠に係る補講等の受講後、当該科目の単位認定に必要な出席時間数に算入することができます。補講等は、学生が教員へ申し出ること。学生の申し出がなければ補講等は実施しません。

公欠制度を利用する場合は、事前に学務課まで申し出てください。

- (1) 災害、公共交通機関等の障害
- (2) 親族の忌引き
- (3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患または感染の恐れのある出席停止
- (4) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合
- (5) 大学を代表して参加する課外活動等、学長が必要と認めた場合
- (6) 大学の教育研究活動（正課授業、学内行事）における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害（ケガ）を被り、授業出席が困難な場合。
- (7) その他教務委員会が必要と認めた場合

公欠の適用範囲

事由	公欠届提出期限	必要添付書類等	許可日数	
災害、公共交通機関等の障害	【授業】 事由発生後5日以内 【試験】 指定された日時まで	被災（罹災）証明書、事故証明書、遅延証明書	当該日のみ	
親族の忌引き	公欠事由該当期間終了後1週間以内	新聞の死亡欄又は葬儀礼状等 ※上記書類がない場合は保護者による証明を提出（要押印）	配偶者	連続7日以内
			一親等 父母、子	連続7日以内
			二親等 祖父母、兄弟姉妹	連続3日以内
			(上記いずれも休日を含む)	
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患または感染の恐れによる出席停止		・医師の診断書等	学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間の基準（※注2）のとおり 医師の診断書等により出席停止を必要とされた期間	
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	・裁判所が発行する証明書	当該期間	
大学を代表して参加する課外活動等、学長が必要と認めた場合		本学が指示する書類 ・活動・大会等要項、日程表等 ・各種団体等の参加・出場要請書等	課外活動等に参加・出場する期間（遠方の場合は必要移動日を含む）	
大学の教育研究活動（正課授業、学内行事）における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害（ケガ）を被り、授業出席が困難な場合。	提出可能となった時点で速やかに提出	医師の診断書	医師の診断書により必要とされた期間に限る。	
その他教務委員会が認めた事由	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	本学が指示する書類	当該期間	

(※注2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症及び施行規則第19条による出席停止期間の基準

種別	感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症後5日を経過しかつ症状軽快後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症 流行状況等により、第三種の感染症として扱う場合がある

授業の公欠の連絡方法について

公欠に該当する場合	その他の欠席（風邪等の自己都合による）
①学務課（gakumu@sapporo-hokeniryous-u.ac.jp）宛のチャットに欠席理由を連絡 ※ 教員への欠席連絡については、授業科目ごとのルールに従う。	①学務課への連絡は不要 ※ 教員への欠席連絡については、授業科目ごとのルールに従う。
②欠席日を含めた原則5日以内に授業欠席届を学務課窓口へ提出する。 （メールやチャットでの連絡は正式の手続きとはみなしません。） ※欠席理由を明確にする証明書を添付する。 ※5日経過後も登校できない場合は、その都度学務課の指示を受ける。 ※補講等は、学生が教員へ申し出ること。学生の申し出がなければ補講等は実施しません。（補講実施の有無に問わず、欠席の扱いになることは変わりありません。）	

※疾病などの理由で7日間以上連続して欠席する場合は、「長期欠席届」を提出する必要があります。

※公欠以外の欠席については、特段の指示がない限り病院の診断書は不要です。

※実習や試験の欠席については実習要項、又は履修要項「試験について」を確認してください。

7) 欠席回数自己管理について

- (1) 授業への出席回数不足（授業出席時間数がその授業時間数の3分の2未満）が生じると、単位を修得できません。出欠席回数については、学生各自、自己管理を徹底してください。
- (2) 公欠と認められる時間がある場合には、出席を要する時間（授業実施時間－公欠が認められた時間）の3分の2以上の出席が無ければ単位を修得できません。
- (3) 科目担当教員や学務課から学生に対し、欠席回数に関する警告連絡はしません。出欠席については自己管理を徹底した上で、確認する場合は学生自身が直接科目担当教員に行ってください。

8) 悪天候等による登校不可の際の授業対応

悪天候等による学生の登校不可の場合の遠隔授業対応については以下の通りといたします。

1. 悪天候等による学生の登校可否について

(1) 悪天候等の定義

- ①石狩中部等に、気象防災に関する警報等（暴風雪特別警報・暴風雪警報・大雨特別警報・大雨警報他）が発令された場合。
- ②天候等の影響で大学通学バスを含む公共交通機関の運行ができない場合。

(2) 学生の登校可否の決定

悪天候等の状況を鑑みて、学長が決定する。

学生は午前6時を目途に Teams 学生掲示板の配信により、登校の可否を確認する。必ず事前に Teams の設定を行っておいてください。

2. 登校不可となった場合の学生の遠隔授業への切替えについて

- (1) 登校不可となった場合は、当該日のすべての対面授業は中止する。
- (2) 学生は、別途示される「科目毎の遠隔授業の実施の有無の一覧表」に従い、遠隔授業を受講する。

3. 地震等の災害が発生した際には一斉に緊急メールを送信するので、その指示に従ってください。

9) 授業評価アンケート

履修しているすべての科目について、Campus Plan を利用して授業評価アンケートを行います。アンケートの結果は、データ化して記述式回答とともに各科目担当者へフィードバックし、今後の授業改善および組織的教育改善に活用します。集計結果は、掲示および図書館にて開示します。

I-11 試験について

1) 試験の種類・手続き

(1) 期末試験

原則として、学期末（前期末と後期末）に実施する試験です。ただし、科目責任者が必要と認める場合には適宜に実施することがあります。

(2) 追試験

公欠又はやむを得ない理由によって、期末試験（期末試験に相当する試験を含む）を欠席した場合に実施する試験です。評点の上限は、期末試験と同様の扱いとします。届け出をし、教務委員会に認められた場合、各科目1回限り受験することができます。

【追試験受験手続きの流れ】

欠席事由	教務委員会審議結果	受験の可否等	提出期限
①公欠により受験できない場合（履修規程第11条に定める事由による取扱い）	→ 教務委員会で認められた場合	無料で受験できます	公欠届提出期間内に提出
②その他教務委員会がやむを得ないと認めた事由	→ 教務委員会で認められた場合	1科目500円で受験できます (支払方法：証明書発行サービス)	指定された日時までに、 欠席届を提出
	→ 教務委員会で認められなかった場合	追試験を受験できません	

※理由を明らかにする証明書類を「追試験受験願」に添付のうえ、指定された日時までに本人が学務課に提出

※体調不良で期末試験を欠席した場合は、必ず病院等を受診し、診断書を追試験受験願に添付のうえ、学務課へ届け出てください。

※診断書には、病名のほか、受診日および出席停止期間（自宅療養に要する日数または出席停止解除日）の記載が必要です。

※受診日と診断結果、病名のみ診断書、また病院等を受診せず、市販薬の領収書等を添付しても証明書としては認められません。

(3) 再試験

期末試験等又は追試験において不合格となり、再試験の該当となった場合は、再試験開始前までに試験料を証明書発行サービスにて支払手続きを行ってください。再試験は有料とし、各科目1回限り徴収します。再試験の実施は科目により異なります。

ただし、期末試験（期末試験に相当する試験を含む）又は、追試験を受験しなかった者、不正行為を行ったことにより受験資格を失った者には、再試験を実施しません。

2) 受験資格

以下のすべてに該当しなければ試験を受けることはできません。受験資格のない者が試験を受けても単位は与えられません。

- (1) 履修登録をしていること。
- (2) 講義、演習、実習および実技における授業出席時間数が、その授業実施時間数の3分の2以上であること。

※授業実施時間数＝授業実施回数とする。

受験資格に必要な出席回数	
8回実施科目の場合	6回以上の出席
15回実施科目の場合	10回以上の出席
30回実施科目の場合	20回以上の出席

- (3) 授業料その他納付金を納めていること。また、追・再試験の場合は、必要な手続きをしていること。
- (4) 学生証を提示していること。また、追試験の場合は、受験許可書とともに提示すること。

3) 試験の方法

試験は、以下のいずれかの方法で行います。

試験形式	①筆記試験、②口述試験、③レポート試験、④実技試験 ※各科目の試験方法は、シラバスの「評価方法・基準」にて確認してください。
------	---

4) 試験時間

試験の時間割は、科目の Teams 実施の時刻は通常の授業時間帯と同時刻です。

試験時間は、原則 1 時限 60 分ですが、科目によっては 90 分の場合もあります。なお、天候等により試験時間の開始時間が遅くなる場合があります。

※また、試験規程第 4 条第 2 項に定めるとおり、期末試験は、科目担当責任者が必要と認める場合には、適宜行うことができる。その場合、手続き及び実施は、科目責任者の責任下で行うこととする。

5) 受験心得

受験にあたっては、下記の注意事項を十分留意のうえ、試験に臨んでください。

また、体調管理を行い、早めに登校するよう心がけてください。特に冬は交通機関の乱れが予想されますので注意が必要です。

- (1) 受験者は、必ず学生証を携行し、試験の際は、試験監督者の見やすい通路側の机の上に提示しなければなりません。また、追・再試験の場合は、それぞれの受験許可書または受験票も必ず提示してください。
- (2) 学生証を紛失または忘れた場合は、学務課で仮学生証を発行します。仮学生証は、発行当日のみ有効で発行手数料は、500 円です。
- (3) 指定された座席で受験してください。座席表は科目の Teams で確認してください。
- (4) 試験開始 10 分前には着席してください。
- (5) 試験開始後 20 分以上遅刻した者は、受験を認めません。遅刻による試験時間の延長も行いません。
- (6) 試験開始後 30 分が経過するまで及び試験終了 5 分前からは、退室を認めません。
- (7) 試験場における物品の貸借および私語を禁じます。
- (8) 答案用紙は、原則として再配付しません。
- (9) 机には、学生証（追試験・再試験受験票）、シャープペンシル、替え芯、鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、時計（時計機能だけのもの）、眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）、科目担当教員から持ち込みを許可されたものを置くことができます。その他、事前に申請し教務委員会から持ち込みの許可を得たものを置くことができます。それ以外の持ち物は、すべてかばんの中に入れて椅子の下に置いてください。
- (10) 携帯電話や音の出る機器は、電源を切り、かばんに入れてください。
- (11) 答案用紙を提出する場合は、試験監督者の指示する場所に提出してください。
- (12) 体調不良、トイレに行きたい場合などは、挙手をして試験監督者に申し出てください。ただし、原則再入室はできません。
- (13) その他、試験場においては、すべて試験監督者の指示に従ってください。従わない場合は不正行為と同様に扱います。
- (14) 解答用紙には、必ず学籍番号と氏名を記載して必ず提出してください。室外に持ち出さないよう注意してください。

6) 不正行為

不正行為または疑わしい行為（試験監督者の指示に従わない者も含む）を行った場合は、即時退室を命じ、それ以降の受験を停止します。解答用紙及び回収予定の問題冊子の持出しについても不正行為です。不正行為または疑わしい行為を行った学生に対しては、「札幌保健医療大学試験規程第 13 条に定める別表「試験における不正行為の措置」」に基づき対応するとともに、学則第 41 条の定めるところにより懲戒を行います。

<不正行為の種類>

試験における不正行為とは、次に定めるものの他、監督員の指示に従わない行為をいう。

- (1) 代人受験
- (2) 解答用紙の交換
- (3) 偽名の記載
- (4) カンニング
- (5) 使用が許可されていない電子機器その他の物品等の使用
- (6) 持ち込み（使用）可の資料等の貸借
- (7) レポート等の課題における盗用・剽窃
- (8) 問題・解答用紙配付中、配付後及び回収中の私語
- (9) 解答用紙の持ち出し
- (10) 回収予定の問題冊子の持ち出し

I-12 単位・成績について

1) 単位について

単位とは、科目を修得するために必要な学習量を示すもので、単位の計算方法は、1 単位の授業科目は 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することとしています。例えば、1 単位の講義の単位を修得するためには、大学における 15 時間の講義に加えて 30 時間の予習・復習の自己学習が伴った 45 時間の学習をし、授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席して試験等の評価を受けて合格した場合に授与されます。本学では 90 分の授業で 2 時間相当の授業時間とみなしており、90 分の講義に対して 2 時間の予習と 2 時間の復習が必要です。授業時間だけではなく、自学自習時間として、予習・復習を行う必要がありますので、以下に例を記載します。

(1) 授業形態ごとの単位の計算方法

単位数は、各授業科目に定められており、授業形態によって必要な学習時間が異なります。

本学では、次の基準により計算しています（学則第 18 条）。

講義・演習	講義と演習は、15 時間から 30 時間の範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とします。
実験・実習・実技	実験・実習および実技は、45 時間をもって 1 単位とします。
卒業研究等	卒業研究等の授業科目は、その学習の成果を考慮して単位数を定めます。

(2) 単位と自学自習時間について

区分	具体例	必要学習時間	授業時間	授業時間以外の 自学自習時間
講義	2 単位の講義科目を 修得するための学習時間	90 時間 (45 時間×2 単位)	30 時間 (2 時間×15 回)	60 時間 (4 時間×15 回)
演習	1 単位の演習科目を 修得するための学習時間	45 時間 (45 時間×1 単位)	30 時間 (2 時間×15 回)	15 時間 (1 時間×15 回)
実習	1 単位の实習科目を 修得するための学習時間	45 時間 (45 時間×1 単位)	45 時間 (3 時間×15 回)	—

2) 単位修得に関する事項

(1) 成績評価

- ① 成績評点は100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とします。
- ② 成績は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(60点未満)で表示され、可以上を合格とします。
- ③ 追試験の評価は100点満点とし、再試験の評価上限は60点とします。
- ④ 修得した科目(単位)の成績評価は、成績表に記載されます。成績表には、過去に修得したすべての科目の成績が記載されています。

(2) GPA制度

本学はGPA制度を導入しています。GPA制度とは、学生が履修登録した全科目の成績評価、評定に対して点数(グレード・ポイント(以下GP))を設定し、履修登録科目単位数を基に平均値を算出します。

GPAの最高値は「4.00」、最低値は「0.00」となります。

① 成績評価とGP

評価区分	評定(英語表記)	付加するGP
100～90点	秀(S)	4
89～80点	優(A)	3
79～70点	良(B)	2
69～60点	可(C)	1
60点未満(59～0点)	不可(D)	0
出席時間数の2/3に満たない者	失格(P)	0
学期途中での休学、退学	評定不能(W)	0
既修得単位認定科目	認定(N)	GPAの対象としない

② GPAの算出方法

上表の「付加するGP」を基に計算を行います。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{「秀」の単位数} \times 4 + \text{「優」の単位数} \times 3 + \text{「良」の単位数} \times 2 + \text{「可」の単位数} \times 1)}{\text{総履修登録単位数}}$$

※算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てる。

③ GPAに関する注意事項

- a) 転学科した場合、元の学科で単位認定された科目の成績は「認定」となることから、GPA算出の対象になりません。
- b) 履修訂正期間内に取り消し手続きを行わなかった場合や履修放棄した場合などは、不合格科目もGPAの算出に含まれます。履修をやめた科目や不必要な科目は、必ず履修登録の訂正期間に取り消しの手続きを行ってください。
- c) 累積成績に基づくGPAを算出する際に、再履修科目が合格した場合は、当該科目を履修する以前に不合格となった科目(単位数)は計算式(分母)から除きます。
- d) 入学前に修得した単位のうち、本学で既修得単位と認定した科目は、GPAの対象にはなりません。

<GPAを活用する主な例>

- ① 履修計画や学習指導*
- ② 保健師国家試験受験資格希望者申請要件
- ③ スポーツ特待生喪失基準
- ④ 本学学業成績優秀者給付奨学金選抜
- ⑤ 就職活動の際の学校推薦者選抜

※成績不振学生に対しての指導について

各学期の学期 GPA に基づき一定の基準以下の場合、指導、警告及び退学勧告を行います。

ただし、本人及び学年担当教員の意見を聞いた上で、成業の可能性があるとは判断された場合はこの限りではありません。

<基準>

指 導：学期 GPA が1.0未満の者（学年担当教員による指導）
警 告：2期連続して学期 GPA が1.0未満の者（学科長による警告）
退学勧告：3期連続して学期 GPA が1.0未満の者（学部長による退学勧告）

(3) 他大学等における科目の履修等（学則第 20 条参照）

- ① 教育上有益と認める時は、他大学等との協議に基づき、当該他大学等の科目を履修することができます。修得した単位は、60 単位を限度として卒業要件単位として認められる場合があります。
- ② 入学前の既修得単位の認定（学則第 22 条参照）入学する前の大学または短期大学等において修得した単位について、審査を受け承認されると本学の科目として単位が認定されます。なお、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えることはできません。詳細は、「既修得単位認定規程」をご覧ください。

(4) 転学科における科目の履修等

転学科前に在籍していた学科で履修した科目の単位認定は、該当科目において行われます。

2 年次以降の科目の履修については、担任または学務課で相談してください。

3) 成績通知

最終評価が記載された成績表は、学期末の試験終了後に学生および保護者へ Campus Plan にてお知らせします。

保護者への通知時期

- 前期：9 月下旬
- 後期：3 月下旬

II 看護学科

II - 1 看護学科の履修要件（先修条件）

1) 実習の先修条件

臨地実習に係る科目を履修するためには、あらかじめ単位を修得しておかなければならない科目があり、『先修条件』として次のとおり履修に関する細則で定めています。

臨地実習を受講する際は、各実習のオリエンテーションで「実習要項」を配付しますので、熟読して臨んでください。臨地実習先（病院など）や時期は、科目によって異なります。

【2022年度以降の入学生に適用】

先修条件のほか、専門基礎科目の必修科目については、その科目の開講年度に単位を修得していなければ、次年度開講科目の履修ができません。

科 目	先修条件
看護基礎実習Ⅱ	2年次前期までに開講している専門基礎科目の必修科目すべての単位を修得していること。看護技術論Ⅱ・Ⅲの科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅰ	3年次前期に開講している成人看護活動論Ⅲの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅱ	
高齢者看護実習	3年次前期に開講している高齢者看護活動論Ⅱの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
母性看護実習Ⅰ	3年次前期に開講している母性看護活動論Ⅱの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
看護総合実習	成人看護実習、高齢者看護実習、小児看護実習、母性看護実習の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅰ	母性看護実習Ⅱ、小児看護実習、精神看護実習、在宅看護実習、看護総合実習及び4年次前期までに開講している公衆衛生看護学の科目（公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護支援論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護対象論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護展開論、公衆衛生看護管理論）「保健医療福祉行政論」「疫学」「健康政策論Ⅰ」「保健統計学Ⅱ」のすべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅱ	
公衆衛生看護実習Ⅲ	

2) 臨地実習における追実習と補習実習及び再実習について

【追実習】

臨地実習における追実習とは、「大学が認める特段の理由による欠席」により、臨地実習を全期間欠席した場合、当該科目を修得するために行う実習をいいます。所定の手続きにより教務委員会で認められた場合、各科目1回限り実習することができます。

<手続き>

- ・大学が認める特段の理由により欠席した学生は「追実習・補習実習願」に「授業欠席届」及び「欠席理由を明らかにする証明書類」を当該実習終了後5日以内に学務課へ提出する。
- ・追実習を必要とする学生は、科目責任者へ申し出る。
- ・追実習は当該年度内に実施し、他の授業に支障のない時期をもって行います。
- ・追実習は当該科目の単位認定に必要な日数分すべてに行います。
- ・評価は、通常の単位認定評価と同様とします。
- ・追実習は、受入れ可能な施設がある場合に限り実施することとし、受入れ可能な施設がない場合は実施しません。

【補習実習】

臨地実習における補習実習とは、「大学が認める特段の理由による欠席」により、臨地実習を3分の1以上欠席した場合、実習時間・期間を延長し、あるいは新たに設定して、当該科目を修得するために行う実習をいいます。

所定の手続きにより教務委員会で認められた場合、各科目1回限り実習することができます。

<手続き>

- ・大学が認める特段の理由により欠席した学生は「追実習・補習実習願」に「授業欠席届」及び「欠席理由を明らかにする証明書類」を当該実習終了後5日以内に学務課へ提出する。
- ・補習実習を必要とする学生は、科目責任者へ申し出る。
- ・補習実習は当該年度内に実施し、他の授業に支障のない時期をもって行います。
- ・補習実習は当該科目の単位認定に必要な日数分すべて行います。
- ・単位認定のためには、原則3分の2以上の出席が必要です。
- ・評価は、通常の単位認定評価と同様とします。
- ・補習実習は、受入れ可能な施設がある場合に限り実施することとし、受入れ可能な施設がない場合は実施しません。

【再実習】

臨地実習における再実習とは、不合格（60点未満）となった実習科目について当該科目を修得するために行う実習をいいます。

- ・再実習は、実習施設が認めた場合、履修登録した当該年度内に各科目1回に限り実施します。
- ・履修登録した当該年度内に実施できる「再実習」の科目数を2科目までと制限する。
- ・再実習を受けようとする学生は、別途指定された期日までに必要な手続きを学務課にて行わなければなりません。
- ・再実習料は1科目2,200円です。
- ・開講年度内に実施しない実習科目は、次年度に再度履修登録を行い実習に臨まなければなりません。
- ・単位認定のためには、原則3分の2以上の出席が必要です。
- ・再実習の評価の上限は可（60点）とします。ただし、次年度に再度履修登録した科目の評価は通常の単位認定と同様とします。

3) 実習以外の科目の先修条件

また、下記の科目の履修については、次表の先修条件となっている科目の単位を修得または修得見込みでなければなりません。

科目	先修条件
成人看護活動論Ⅱ	成人看護活動論Ⅰ
高齢者看護活動論Ⅰ	高齢者看護学概論Ⅱ
小児看護活動論Ⅱ	小児看護活動論Ⅰ
母性看護活動論Ⅰ	母性看護学概論
精神看護活動論Ⅱ	精神看護活動論Ⅰ
公衆衛生看護支援論Ⅰ	公衆衛生看護学概論
公衆衛生看護対象論Ⅰ	
公衆衛生看護対象論Ⅱ	
公衆衛生看護展開論	
公衆衛生看護管理論	
公衆衛生看護支援論Ⅱ	公衆衛生看護支援論Ⅰ
	公衆衛生看護対象論Ⅰ
	公衆衛生看護対象論Ⅱ
	公衆衛生看護展開論
健康政策論Ⅱ	公衆衛生看護管理論
	健康政策論Ⅰ
	公衆衛生看護実習Ⅰ
	公衆衛生看護実習Ⅱ
実践総合演習	公衆衛生看護実習Ⅲ
	看護総合実習

II-2 看護学科の卒業要件・進級要件

1) 卒業要件

4年以上在学し、卒業に必要な単位数を修得していることが必要です。

科目区分	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目	小計
必修単位	15単位	24単位	73単位	112単位
選択単位	9単位以上	3単位以上	4単位以上	17単位以上
選択必修単位 ※	—	—	「クリティカル看護論」 「慢性看護論」 「リハビリテーション看護論Ⅱ」 から1単位	
小計	24単位以上	27単位以上	78単位以上	129単位以上
合計	129単位以上			

※選択必修科目を2科目以上選択した場合は、2科目目から選択科目に振り替えることができる。

2) 進級要件

上級学年に進級するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

●2年次進級

在学期間	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目
1年以上	—	1年次に担当されている必修科目のすべてを修得	

●3年次進級

在学期間	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目
2年以上	担当されている必修科目のすべてを修得	2年次に担当されている必修科目のすべてを修得	
	選択科目7単位以上		

●4年次進級

在学期間	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目
3年以上	—	3年次に担当されている必修科目のすべてを修得	

II-3 看護学科の資格の取得

1) 看護師国家試験受験資格

本学保健医療学部看護学科を卒業した者は、看護師の国家試験受験資格を取得することができます。

(1) 国家試験申請手続きの流れ

時期 (予定)	内 容
11月	国家試験ガイダンスの実施
12月	大学から願書を一括提出
1月	受験票配付と免許申請ガイダンスの実施
2月	保健師・看護師国家試験
2月	卒業判定会議で卒業の認定
3月	国家試験合格発表

(2) 免許申請について

国家試験合格後の免許の申請は、各自で行ってください。

2) 保健師国家試験受験資格

本学保健医療学部看護学科が指定する科目を修得して卒業した者は、保健師の国家試験受験資格を取得することができます。定員は20名です。

保健師国家試験受験資格取得を希望する学生は、教務委員会の審査が必要なため、次の申請要件を満たしたうえで、申請書類を提出してください。

(1) 申請要件

- ① 保健師への興味・関心及び学習意欲があること。
- ② 2年次までの必修科目の全ての単位を修得していること。
- ③ 2年次までの専門科目(必修)の全科目成績評価において、GPAが原則として2.0以上であること。
- ④ 2年次の公衆衛生看護学概論の成績評価が「良」以上で単位を修得していること。
- ⑤ 学生生活が全般的に安定し、成業の見込みがあること

(2) 提出書類

- ① 履修申請書
- ② 志望理由書

(3) 履修者の決定方法

- ① 申請要件を満たした申請者が20名以内の場合は履修者として決定します。
- ② ①を満たした申請者が20名を超えた場合は、申請要件③のGPA上位20名を履修者として決定します。
- ③ ②のGPAが同率で20名を超えた場合には公衆衛生看護学概論の評点の高い順に順位付けを行い20名の履修者を決定します。

(4) 提出方法及び提出期限(手続きの流れ)

選抜方法については、1年次の入学ガイダンスから説明を開始します。

年 次	時期 (予定)	内 容
3年次	4月	履修申請書、志望理由書提出
	5月	教務委員会による申請内容確認
	5月	結果の通知

(5) 保健師国家試験受験資格取得要件

卒業要件とあわせて次表の科目を修得している必要があります。

科目区分	科目名	単位数
専門基礎 科目	疫学	2 単位
	保健医療福祉行政論	1 単位
	健康政策論 I	1 単位
	健康政策論 II	1 単位
	保健統計学 II	1 単位

科目区分	科目名	単位数
専門科目	公衆衛生看護学概論	1 単位
	公衆衛生看護支援論 I	2 単位
	公衆衛生看護支援論 II	2 単位
	公衆衛生看護対象論 I	2 単位
	公衆衛生看護対象論 II	1 単位
	公衆衛生看護展開論	2 単位
	公衆衛生看護管理論	2 単位
	公衆衛生看護実習 I	2 単位
	公衆衛生看護実習 II	2 単位
	公衆衛生看護実習 III	1 単位

3) 養護教諭一種免許

学校は、学習活動を中心とする児童生徒の生活の場であるとともに、健康で豊かな暮らしを営むための力を育む場です。近年の医療の高度化に伴い、日常的に医療処置を要する医療的ケア児が増加し、生活習慣病やアレルギー疾患も増加傾向にあるなど、児童生徒の健康問題は複雑化しています。結果として、学校保健に対する児童生徒及び保護者のニーズは多様化の様相を呈しています。

養護教諭は、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育むことに加え、様々な健康課題を有する児童生徒への対応にかかわります。対象の健康や生活に関する高いアセスメント力で児童生徒の健康課題や生活を的確にとらえ、健康観察、救急処置、疾病管理、心のケア等を学内教職員はもとより、保護者、医療機関や地域社会と連携して支援する必要があり、養護教諭への期待が高まっています。

所定の手続きを経た上で、必要な科目の単位を修得して、本学の保健医療学部看護学科を卒業した者は、「養護教諭一種免許状」を取得できます。免許状取得に必要な科目と単位数は以下の通りです。

●養護に関する科目（50単位）

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する本学の授業科目		
		科目名	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む)	4 単位	疫学	2 単位	
		生活環境論	2 単位	
		保健医療福祉行政論	1 単位	
		保健統計学 I	1 単位	
学校保健	2 単位	学校保健	2 単位	
養護概説	2 単位	養護概説	2 単位	
健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2 単位	健康教育論	1 単位	
		援助関係論	1 単位	
栄養学（食品学を含む）	2 単位	栄養代謝学	2 単位	
		臨床栄養学	1 単位	
解剖学・生理学	2 単位	形態機能学 I	2 単位	
		形態機能学 II	2 単位	
「微生物学・免疫学・ 薬理概説」	2 単位	感染免疫学	2 単位	
		薬理学	2 単位	
精神保健	2 単位	精神看護学概論	2 単位	
看護学（臨床実習及び 救急処置を含む）	10 単位	看護学概論	2 単位	
		看護技術総論	1 単位	
		看護技術論 I	2 単位	
		看護技術論 II	2 単位	
		看護技術論 III	1 単位	
		看護基礎実習 I	1 単位	
		看護基礎実習 II	1 単位	
		成人看護活動論 II	2 単位	
		成人看護活動論 III	1 単位	
		成人看護実習 I	2 単位	
		成人看護実習 II	2 単位	
		小児看護学概論	2 単位	
		小児看護活動論 I	1 単位	
		小児看護活動論 II	1 単位	
		小児看護実習	2 単位	
母性看護学概論	2 単位			

●教職に関する科目（21単位）

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学の授業科目		
項目	各科目に含める必要事項	単位数	科目名	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 単位	教育原理	1 単位	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	1 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1 単位	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6 単位	道徳教育論	1 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動・総合的な学習指導論	1 単位	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論	1 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	1 単位	
			教育相談論	2 単位	
教育実践に関する科目	養護実習	5 単位	養護実習	4 単位	
	学校体験活動		養護教育実習 事前事後指導	1 単位	
	教職実践演習	2 単位	教職実践演習 (養護教諭)	2 単位	

●教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

教職免許法施行規則 第66条の6に定める科目		本学の授業科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
日本国憲法	2単位	法と人権	2単位
体育	2単位	スポーツ科学と運動	1単位
		スポーツ理論	1単位
外国語コミュニケーション	2単位	英語Ⅰ（基礎）	1単位
		英語Ⅱ（会話）	1単位
情報機器の操作	2単位	情報処理	1単位
		情報リテラシー	1単位

4) 養護教諭二種免許

下記の科目の必要単位数を修得し、かつ保健師免許を取得したうえで、各都道府県教育委員会に申請することによって、養護教諭二種免許を取得することができます。

保健師免許を取得する予定で、養護教諭二種免許も申請しようとする場合は、下記の必要科目の単位を修得してください。養護教諭二種免許取得申請に必要な科目は、次表のとおりです。

教職免許法施行規則 第66条の6に定める科目		本学の授業科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
日本国憲法	2単位	法と人権	2単位
体育	2単位	スポーツ科学と運動	1単位
		スポーツ理論	1単位
外国語コミュニケーション	2単位	英語Ⅰ（基礎）	1単位
		英語Ⅱ（会話）	1単位
情報機器の操作	2単位	情報処理	1単位
		情報リテラシー	1単位

●免許状申請について

卒業後、保健師免許を取得したうえで、養護教諭二種免許の申請をする場合は、本学で証明書発行の所定の手続きを行い「学力に関する証明書」（上記科目単位の取得を証明するもの）の発行を受けてください。

北海道で申請する場合は、北海道教育委員会に確認し、各自で申請してください。

必要書類等は、北海道教育委員会のホームページで確認できます。

II-4 教育課程表（2026年度入学生）

看護師国家試験受験資格＋保健師国家試験受験資格

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数		開講年次・時間数								卒業必要単位数															
			必修	選択	1年		2年		3年		4年																	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解	講義	1		15																			【基礎教育科目】 必修科目15単位 選択科目9単位以上 計24単位以上修得			
		生物学	講義		1	15																						
		化学	講義		1	15																						
		論理的思考	講義	2		30																						
		情報処理	演習	1		30																						
		統計分析法	演習	1			30																					
	情報リテラシー	演習	1			30																						
	言語と表現力	英語Ⅰ（基礎）	演習	1		30																						
		英語Ⅱ（会話）	演習	1			30																					
		英語Ⅲ（読解）	演習		1			30																				
		英語Ⅳ（総合）	演習		1				30																			
		表現技法Ⅰ（読解・分析）	演習	1		30																						
		表現技法Ⅱ（討議・発表）	演習	1		30																						
	人間と社会	心理学	講義	2		30																						
		倫理学	講義	1		15																						
		現代社会論	講義	2		30																						
		生態学	講義		1	15																						
		生活環境論	講義		2			30																				
		教育学	講義		1				15																			
		文学と人間	講義		1				15																			
		スポーツ科学と運動	演習		1	30																						
		スポーツ理論	講義		1		15																					
		法と人権	講義		2		30																					
		地域社会文化論	講義		2		30																					
		国際社会論	講義		1					15																		
		社会貢献と活動	演習		1			30																				
小計（26科目）			15	17																								
専門基礎科目	個人と健康	形態機能学Ⅰ	講義	2		30																			【専門基礎科目】 必修科目24単位 選択科目3単位以上 計27単位以上修得 （※印の科目は保健師国家試験 受験資格取得希望者は 必ず履修すること）			
		形態機能学Ⅱ	講義	2			30																					
		感染免疫学	講義	2			30																					
		病態学	講義	2			30																					
		薬理学	講義	2				30																				
		栄養代謝学	講義	2				30																				
		臨床栄養学	講義		1					15																		
		生涯発達論	講義	1			15																					
		臨床心理学	講義	1					15																			
		疾病治療論Ⅰ	講義	2					30																			
	疾病治療論Ⅱ	講義	2						30																			
	社会と健康	環境保健論	講義	1			15																					
		社会福祉論	講義	2						30																		
		疫学 ※	講義		2							30																
		関係法規	講義	1			15																					
		保健医療福祉行政論 ※	講義		1								15															
		保健統計学Ⅰ	講義	1										15														
		生命倫理	講義	1					15																			
		特別総合科目	演習		1	30																						
小計（19科目）			24	5																								

卒業要件及び履修方法

【卒業要件】

基礎教育科目では24単位以上（必修科目15単位および選択科目9単位以上）、専門基礎科目27単位以上（必修科目24単位および選択科目3単位以上）、専門科目78単位以上（必修73単位、選択必修科目「クリティカル看護論」「慢性看護論」「リハビリテーション看護論Ⅱ」から1単位、選択科目4単位以上）を履修し、合計129単位以上を修得していること。

・専門科目の単位数に△がついた科目は、いずれか1科目を必ず修得すること。2科目以上選択した場合は、2科目めから選択科目に振り替えることができる。

【保健師受験資格取得希望者の履修】

・保健師国家試験受験資格希望者は、卒業要件（129単位）の他に、保健師国家試験受験資格取得に必要な全ての科目（19単位）を修得し、合計148単位以上を修得していること。（履修科目の登録の上限：45単位（年間））

【養護教諭二種免許状取得希望者の履修】

・保健師国家試験受験資格に必要なすべての科目の履修に加えて、「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「法と人権」を履修すること

II-4 教育課程表 (2026年度入学生)

看護師国家試験受験資格 + 養護教諭一種免許状取得

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数		開講年次・時間数								卒業必要単位数													
			必修	選択	1年		2年		3年		4年															
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期														
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解	1	15																				【基礎教育科目】 必修科目15単位 選択科目9単位以上 計24単位以上修得 (※印の選択科目は 養護教諭一種免許状取得希望者は 必ず履修すること)		
		生物学	1	15																						
		化学	1	15																						
		論理的思考	2	30																						
		情報処理	1	30																						
		統計分析法	1		30																					
		情報リテラシー	1		30																					
	言語と表現力	英語Ⅰ(基礎)	1	30																						
		英語Ⅱ(会話)	1	30																						
		英語Ⅲ(読解)	1		30																					
		英語Ⅳ(総合)	1				30																			
		表現技法Ⅰ(読解・分析)	1	30																						
	人間と社会	表現技法Ⅱ(討議・発表)	1		30																					
		心理学	2	30																						
		倫理学	1	15																						
		現代社会論	2	30																						
		生態学	1	15																						
		生活環境論※	2		30																					
		教育学	1				15																			
		文学と人間	1				15																			
		スポーツ科学と運動※	1	30																						
		スポーツ理論※	1	15																						
		法と人権※	2	30																						
		地域社会文化論	2	30																						
		国際社会論	1				15																			
		社会貢献と活動	1		30																					
小計(26科目)			15	17																						
専門基礎科目	個人と健康	形態機能学Ⅰ	2	30																						
		形態機能学Ⅱ	2		30																					
		感染免疫学	2		30																					
		病態学	2		30																					
		薬理学	2		30			30																		
		栄養代謝学	2		30																					
		臨床栄養学※	1	1						15																
		生涯発達論	1	15																						
		臨床心理学	1				15																			
		疾病治療論Ⅰ	2		30																					
	社会と健康	疾病治療論Ⅱ	2				30																			
		環境保健論	1		15																					
		社会福祉論	2				30																			
		疫学※	2	2						30																
		関係法規	1		15																					
		保健医療福祉行政論※	1	1						15																
		保健統計学Ⅰ	1								15															
		生命倫理	1				15																			
		特別総合科目	1	1	30																					
		小計(19科目)			24	5																				

卒業要件及び履修方法

【卒業要件】

基礎教育科目では24単位以上(必修科目15単位および選択科目9単位以上)、専門基礎科目27単位以上(必修科目24単位および選択科目3単位以上)、専門科目78単位以上(必修73単位、選択必修科目「クリティカル看護論」「慢性看護論」「リハビリテーション看護論Ⅱ」から1単位、選択科目4単位以上)を履修し、合計129単位以上を修得していること。

・専門科目の単位数に△がついた科目は、いずれか1科目を必ず修得すること。2科目以上選択した場合は、2科目めから選択科目に振り替えることができる。

【養護教諭免許状一種取得希望者の履修】

・養護教諭一種免許状取得希望者は、選択科目のうち「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「生活環境論」「臨床栄養学」「疫学」「保健医療福祉行政論」の全ての科目の履修を含んで卒業要件を満たした上で(129単位以上)、「養護教諭一種免許取得に必要な科目」(25単位)をすべて履修すること。

・「養護教諭一種免許取得に必要な科目」は履修科目の登録上限(45単位)に含まない。

(卒業までに必要な授業科目と単位数の一覧)

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数		開講年次・時間数								卒業必要単位数		
			必修	選択	1年		2年		3年		4年				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
看護の基本	看護学概論	講義	2		30										
	看護技術総論	演習	1		30										
	援助関係論	演習	1		30										
	看護技術論 I	演習	2			60									
	看護技術論 II	演習	2				60								
	看護技術論 III	演習	1					30							
	健康教育論	講義	1					15							
	家族看護学	講義	1						15						
	看護倫理	講義	1						15						
	看護理論	講義	1							15					
人間の発達段階と看護活動	看護基礎実習 I	実習	1		45										
	看護基礎実習 II	実習	2					90							
	地域看護学概論	講義	1			15									
	地域看護実習	実習	2				90								
	成人看護学概論	講義	1			15									
	成人看護活動論 I	講義	2				30								
	成人看護活動論 II	演習	1					30							
	成人看護活動論 III	演習	1						30						
	外来看護実習	実習	1							45					
	成人看護実習 I	実習	2								90				
看護の統合と探求	成人看護実習 II	実習	2								90				
	高齢者看護学概論 I	講義	1			15									
	高齢者看護学概論 II	講義	1				15								
	高齢者看護活動論 I	演習	1					30							
	高齢者看護活動論 II	演習	1						30						
	高齢者看護実習	実習	3								135				
	小児看護学概論	講義	2					30							
	小児看護活動論 I	演習	1						30						
	小児看護活動論 II	演習	1							30					
	小児看護実習	実習	2									90			
看護の統合と探求	母性看護学概論	講義	2				30								
	母性看護活動論 I	演習	1					30							
	母性看護活動論 II	演習	1						30						
	母性看護実習 I	実習	1							45					
	母性看護実習 II	実習	1									45			
	精神看護学概論	講義	2				30								
	精神看護活動論 I	演習	1						30						
	精神看護活動論 II	講義	1							15					
	精神看護実習	実習	2										90		
	在宅看護学概論	講義	1						15						
在宅看護論 I	講義	1							15						
在宅看護論 II	演習	1								30					
在宅看護実習	実習	2									90				
医療安全論	講義	1						15					15		
災害看護論	講義	1											15		
看護学研究法	講義	2								30					
看護課題研究	演習	2										60			
クリティカル看護論	講義		△1									15			
慢性看護論	講義		△1									15			
リハビリテーション看護論 I	講義	1			15										
リハビリテーション看護論 II	講義		△1									15			
スポーツと看護	講義	1				15									
国際看護論	講義	1									15				
看護管理論	講義	1							15						
看護教育論	講義	1		1								15			
看護総合実習	実習	2										90			
実践総合演習	演習	1											30		
栄養サポートチーム論	講義	1		1										15	
地域連携ケア論 I	講義	1			15										
地域連携ケア論 II	講義	1				15									
地域連携ケア論 III	講義	1					15								
地域連携ケア論 IV	講義	1											15		
公衆衛生看護学	講義	1					15								
小計 (63科目)			73	9											
合計 (108科目)			112	31											合計129単位以上
養護教諭一種免許取得に必要な科目	学校保健	講義	2				30								
	養護概説	講義	2				30								
	教職概論	講義	2	30											
	教育原理	講義	1		15										
	教育制度論	講義	1		15										
	教育課程論	講義	1			15									
	教育方法論	講義	1			15									
	道徳教育論	講義	1			15									
	特別活動・総合的学習指導論	講義	1				15								
	生徒指導論	講義	1				15								
	特別支援教育概論	講義	1						15						
	教育心理学	講義	2						30						
	教育相談論	講義	2							30					
	養護実習	実習	4										180		
養護教育実習事前事後指導	実習	1											45		
教職実践演習 (養護教諭)	演習	2											60		
小計 (14科目)			25												
合計 (120科目)			112	56											

【専門科目】
必修科目73単位
選択必修科目
「クリティカル看護論」
「慢性看護論」
「リハビリテーション看護論II」
から1単位、
ならびに
選択科目4単位以上
計78単位以上修得

卒業要件の他に養護教諭一種
免許状取得に必要な科目
(養護教諭一種免許状取得希望者は
全ての科目を履修すること)

II-5 科目ナンバリングとカリキュラムマップ

科目区分	ナンバリング	授業科目の名称	学科ディプロマ・ポリシー							
			◎：強く関連するディプロマ・ポリシー、○：関連するディプロマ・ポリシー							
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	
基礎 教育 科目	学習と思考力	HKA1A01 学びの理解	◎					○		
		HKA1A02 生物学		◎						
		HKA1A03 化学		◎						
		HKA1A04 論理的思考	○					◎		
		HKA1A05 情報処理						◎		
		HKA1A06 統計分析法						◎		
		HKA1A07 情報リテラシー						◎		
	言語と表現力	HKA1B08 英語 I (基礎)						◎		
		HKA1B09 英語 II (会話)						◎		
		HKA1B10 英語 III (読解)						◎		
		HKA1B11 英語 IV (総合)						◎		
		HKA1B12 表現技法 I (読解・分析)	○					◎		
	HKA1B13 表現技法 II (討議・発表)	○					◎			
	人間と社会	HKA1C14 心理学	○	◎		○				
		HKA1C15 倫理学	○	◎						
		HKA1C16 現代社会論		◎	◎					
		HKA1C17 生態学		◎						
		HKA1C18 生活環境論		◎						
		HKA1C19 教育学	◎					○		
		HKA1C20 文学と人間			◎			○		
		HKA1C21 スポーツ科学と運動			◎	○		○		
		HKA1C22 スポーツ理論			◎			○		
		HKA1C23 法と人権	◎	○				○		
		HKA1C24 地域社会文化論	○		◎			○		
		HKA1C25 国際社会論			◎			○		
		HKA1C26 社会貢献と活動	○		◎			○		
小計 (26科目)										
専門 基礎 科目	個人と健康	HKA2D01 形態機能学 I		○			◎	○		
		HKA2D02 形態機能学 II		○			◎	○		
		HKA2D03 感染免疫学		○			◎	○		
		HKA2D04 病態学		○			◎	○		
		HKA2D05 薬理学		○			◎	○		
		HKA2D06 栄養代謝学		○			◎	○		
		HKA2D07 臨床栄養学		○			◎	○		
		HKA2D08 生涯発達論		◎	○		○	○		
		HKA2D09 臨床心理学			◎	○	○	○		
		HKA2D10 疾病治療論 I		○			◎	○		
		HKA2D11 疾病治療論 II		○			◎	○		
	社会と健康	HKA2E12 環境保健論			◎		○	○		
		HKA2E13 社会福祉論		○	◎		○	○		
		HKA2E14 疫学			◎		◎	○		
		HKA2E15 関係法規		○	◎		○	○		
		HKA2E16 保健医療福祉行政論			◎		○	○		
		HKA2E17 健康政策論 I ※								
		HKA2E18 健康政策論 II ※								
		HKA2E19 保健統計学 I					◎	○		
		HKA2E20 保健統計学 II ※								
		HKA2E21 生命倫理			◎			○		
		HKA2E22 特別総合科目	◎		○	○				
小計 (22科目)										

科目区分	ナンバリング	授業科目の名称	学科ディプロマ・ポリシー						
			◎：強く関連するディプロマ・ポリシー、○：関連するディプロマ・ポリシー						
			DP 1	DP 2	DP 3	DP 4	DP 5	DP 6	DP 7
看護の基本	HKA3F01	看護学概論		○		○	○	◎	
	HKA3F02	看護技術総論		○		○	○	◎	
	HKA3F03	援助関係論		○	○	○	○	◎	
	HKA3F04	看護技術論 I		○		○	○	◎	
	HKA3F05	看護技術論 II		○		○	○	◎	
	HKA3F06	看護技術論 III		○		○	○	◎	
	HKA3F07	健康教育論		○		○	○	◎	
	HKA3F08	家族看護学		○		○	○	◎	
	HKA3F09	看護倫理		◎		○	○	○	
	HKA3F10	看護理論		○		○	○	◎	
	HKA3F11	看護基礎実習 I			○	○	○	○	◎
	HKA3F12	看護基礎実習 II			○	○	○	○	◎
	HKA3F13	地域看護学概論		○	○	○	○	◎	
	HKA3F14	地域看護実習		○	○	○	○	◎	
人間の発達段階と看護活動	HKA3G15	成人看護学概論		○	○	○	○	◎	
	HKA3G16	成人看護活動論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G17	成人看護活動論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G18	成人看護活動論 III		○		○	○	◎	
	HKA3G19	外来看護実習		○	○	○	○	◎	
	HKA3G20	成人看護実習 I		○	○	○	○	◎	
	HKA3G21	成人看護実習 II		○	○	○	○	◎	
	HKA3G22	高齢者看護学概論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G23	高齢者看護学概論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G24	高齢者看護活動論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G25	高齢者看護活動論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G26	高齢者看護実習		○	○	○	○	◎	
	HKA3G27	小児看護学概論		○		○	○	◎	
	HKA3G28	小児看護活動論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G29	小児看護活動論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G30	小児看護実習		○	○	○	○	◎	
	HKA3G31	母性看護学概論		○		○	○	◎	
	HKA3G32	母性看護活動論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G33	母性看護活動論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G34	母性看護実習 I		○	○	○	○	◎	
	HKA3G35	母性看護実習 II		○	○	○	○	◎	
	HKA3G36	精神看護学概論		○		○	○	◎	
	HKA3G37	精神看護活動論 I		○		○	○	◎	
	HKA3G38	精神看護活動論 II		○		○	○	◎	
	HKA3G39	精神看護実習		○	○	○	○	◎	
看護の統合と探求	HKA3H40	在宅看護学概論		○	○	○	○	◎	
	HKA3H41	在宅看護論 I		○	○	○	○	◎	
	HKA3H42	在宅看護論 II		○	○	○	○	◎	
	HKA3H43	在宅看護実習		○	○	○	○	◎	
	HKA3H44	医療安全論	○				○	◎	
	HKA3H45	災害看護論			○			◎	
	HKA3H46	看護学研究法	○	○			○	◎	
	HKA3H47	看護課題研究	○	○			○	◎	
	HKA3H48	クリティカル看護論						◎	
	HKA3H49	慢性看護論				○		◎	
	HKA3H50	リハビリテーション看護論 I			○		○	◎	
	HKA3H51	リハビリテーション看護論 II			○			◎	
	HKA3H52	スポーツと看護			○			◎	
	HKA3H53	国際看護論		○	○			◎	
	HKA3H54	看護管理論			○			◎	
	HKA3H55	看護教育論			○			◎	
	HKA3H56	看護総合実習	○	○	○	○	○	◎	
	HKA3H57	実践総合演習			○		○	◎	○
	HKA3H58	栄養サポートチーム論	○	○	◎	○	○	◎	
	HKA3H59	地域連携ケア論 I	○	○	◎	○	○	◎	
	HKA3H60	地域連携ケア論 II	○	○	◎	○	○	◎	
	HKA3H61	地域連携ケア論 III	○	○	◎	○	○	◎	
HKA3H62	地域連携ケア論 IV	○	○	◎	○	○	◎		
公衆衛生看護学	HKA3I63	公衆衛生看護学概論		○	○	○	○	◎	
	HKA3I64	公衆衛生看護支援論 I ※							
	HKA3I65	公衆衛生看護支援論 II ※							
	HKA3I66	公衆衛生看護対象論 I ※							
	HKA3I67	公衆衛生看護対象論 II ※							
	HKA3I68	公衆衛生看護展開論 ※							
	HKA3I69	公衆衛生看護管理論 ※							
	HKA3I70	公衆衛生看護実習 I ※							
	HKA3I71	公衆衛生看護実習 II ※							
	HKA3I72	公衆衛生看護実習 III ※							
小計		(72科目)							
合計		(120科目)							

II-6 カリキュラムツリー

2022年度以降入学者適用 看護学科カリキュラム・ツリー

基礎教育科目 専門基礎科目 専門科目 *赤字は選択科目

<p>1-1. 自己の良心と社会的規範に従い、自己を厳格に、責任ある行動のできる看護専門職を育成する。</p>	<p>1-2. 目的に敵った情報の収集と論理的な思考・判断を行い、適切に表現できる看護専門職を育成する。</p>	<p>2. 生命への畏敬の念を抱き、人間の尊厳を守り、人々の多様な価値観を尊重できる看護専門職を育成する。</p>	<p>3. 人間・環境・健康を体系的に理解し、人間の生活と環境・健康の関係について社会的視点から多角的に捉えることのできる看護専門職を育成する。</p>	<p>4. 看護の対象となる個人・家族・集団・地域社会の健康課題を多角的にその人らしい健康生活を送るための支援を考え、実践できる看護専門職を育成する。</p>	<p>5. 社会と保健医療福祉分野での看護職の役割と責務を認識し、多職種および関係者と連携・協働できる看護専門職を育成する。</p>	<p>6. 保健医療福祉の動向を捉え、看護の専門性を探求し、将来にわたる能力向上のために自己研鑽し続ける看護専門職を育成する。</p>
<p>看護の統合と探求 医療安全論</p>	<p>看護の統合と探求 臨床栄養学</p>	<p>看護の統合と探求 環境保健論</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 看護課題研究</p>	<p>看護の統合と探求 看護総合実習 実証総合演習</p>	<p>看護の統合と探求 災害看護論/クリティカル看護論/慢性看護論/リハビリテーション看護論II/国際看護論</p>
<p>看護の統合と探求 医療安全論</p>	<p>個人と健康 臨床栄養学</p>	<p>個人と健康 環境保健論</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>
<p>看護の統合と探求 医療安全論</p>	<p>個人と健康 臨床栄養学</p>	<p>個人と健康 環境保健論</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>
<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>
<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>	<p>看護の統合と探求 在宅看護実習</p>

II - 7 科目配置表

2026年度入学生 看護学科

区分	1年次				2年次				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解 生物学 化学 論理的思考 情報処理	1 (1) (1) 2 1	統計分析法 情報リテラシー	1 1				
	言語と表現力	英語Ⅰ(基礎) 表現技法Ⅰ(読解・分析)	1 1	英語Ⅱ(会話) 表現技法Ⅱ(討議・発表)	1 1	英語Ⅲ(読解)	英語Ⅳ(総合)	(1) (1)	
	人間と社会	心理学 倫理学 現代社会論 生態学 スポーツ科学と運動*	2 1 2 (1) (1)	スポーツ理論* 法と人権* 地域社会文化論	選 選 選	(1) (2) (2)	生活環境論 社会貢献と活動	教育学 文学と人間 国際社会論	選 選 選
基礎教育科目 小計 (内選択科目計)	12科目 (選択4科目)	15 (4)	7科目 (選択3科目)	9 (5)	3科目 (選択3科目)	4 (4)	4科目 (選択4科目)	4 (4)	
専門基礎科目	個人と健康	形態機能学Ⅰ 生涯発達論	2 1	形態機能学Ⅱ 感染免疫学 病態学 栄養代謝学	2 2 2 2	薬理学 臨床心理学 疾病治療論Ⅰ	2 1 2	疾病治療論Ⅱ	2
	社会と健康	特別総合科目【通年】		特別総合科目【通年】 環境保健論 関係法規	選 1 1	生命倫理	1	社会福祉論	2
専門基礎科目 小計 (内選択科目計)	3科目	3	7科目 (選択1科目)	11 (1)	4科目	6	2科目	4	
専門科目	看護の基本	看護学概論 看護技術総論 援助関係論 看護基礎実習Ⅰ	2 1 1 1	看護技術論Ⅰ 地域看護学概論	2 1	看護技術論Ⅱ 地域看護実習	2 2	看護技術論Ⅲ 健康教育論 家族看護学 看護倫理 看護理論 看護基礎実習Ⅱ	1 1 1 1 1 2
	人間の発達段階と看護活動			成人看護学概論 高齢者看護学概論Ⅰ	1 1	成人看護活動論Ⅰ 高齢者看護学概論Ⅱ 母性看護学概論	2 1 2	成人看護活動論Ⅱ 高齢者看護活動論Ⅰ 小児看護学概論 母性看護活動論Ⅰ 精神看護学概論	1 1 2 1 2
	看護の統合と探究			地域連携ケア論Ⅰ	1	リハビリテーション看護論Ⅰ 地域連携ケア論Ⅱ	1 1	スポーツと看護	選 (1)
	公衆衛生看護学							公衆衛生看護学概論	選 (1)
専門科目 小計 (内選択科目計)	4科目	5	5科目	6	7科目	11	13科目 (選択2科目)	16 (2)	
合計 (内選択科目計)	19科目 (選択4科目)	23 (4)	19科目 (選択4科目)	26 (6)	14科目 (選択3科目)	21 (4)	19科目 (選択6科目)	24 (6)	
看護科目 (看護教諭一種免許状)					学校保健 看護概説	選 選			
看護教諭一種免許状取得に必要な科目	教職概論	選 (2)	教育原理 教育制度論	選 (1) 選 (1)	教育課程論 教育方法論 道德教育論	選 (1) 選 (1) 選 (1)	特別活動・総合的学習指導論 生徒指導論 特別支援教育概論	選 (1) 選 (1) 選 (1)	
合計	1科目 (選択1科目)	2 (2)	2科目 (選択2科目)	2 (2)	5科目 (選択5科目)	7 (7)	3科目 (選択3科目)	3 (3)	

1. 単位の欄の数字は単位数で、単位の（数字）は選択科目の単位数である。
2. 科目名の最後に【通年】が記載されている科目は通年科目であり、単位数は当該年次の後期に単位数を記載している。
3. 科目名の最後に（※）が記載されている科目は、公衆衛生看護学履修生のみが選択できる科目である。
4. 科目名の最後に△が記載されている「クリティカル看護論」、「慢性看護論」、「リハビリテーション看護論Ⅱ」は選択科目である。
2科目以上選択した場合は、2科目目から選択科目に振り替えることができる。
5. 科目名の最後に＊が記載されている「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」は看護教諭免許状取得に必要な科目である。
看護教諭二種免許状申請にはほかに保健師国家試験受験に必要な科目も修得しなければならない。

科目配置表 2026年度入学生

区分	3年次				4年次				単位計 (内選科目計)
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
基礎 教育 科目	学習と思考力								8 (2)
	言語と表現力								6 (2)
	人間と社会								18 (13)
基礎教育科目 小計 (内選科目計)									32 (17)
専 門 基 礎 科 目	個人と健康	臨床栄養学 選 (1)							19 (1)
	社会と健康	疫学 選 (2)	保健統計学 I 1	健康政策論 I (※) 選 (1)	健康政策論 II (※) 選 (1)				13
		保健医療福祉行政論 選 (1)		保健統計学 II (※) 選 (1)					(7)
専門基礎科目 小計 (内選科目計)		3科目 (選3科目) 4 (4)	1科目 1	2科目 (選2科目) 2 (2)	1科目 (選1科目) 1 (1)				32 (8)
専 門 科 目	看護の基本								19
	人間の 発達段階 と看護活動	成人看護活動論III 1 外来看護実習 1 高齢者看護活動論II 1 小児看護活動論 I 1 母性看護活動論II 1 精神看護活動論 I 1	成人看護実習 I 1 成人看護実習 II 2 高齢者看護実習 3 小児看護活動論II 1 母性看護実習 I 1 精神看護活動論II 1	2 2 3 1 1 1	小児看護実習 2 母性看護実習II 1 精神看護実習 2				35
	看護の統合 と探究	在宅看護概論 1 医療安全論 1 地域連携ケア論III 1	在宅看護論 I 1 在宅看護論II 1 看護学研究法 2 看護管理論 1	1 1 2 1	在宅看護実習 2 災害看護論 選 (1) 看護課題研究【通年】 選 (1) クリティカル看護論 △ 選 (1) 慢性看護論 △ 選 (1) リハビリテーション看護論II △ 選 (1) 国際看護論 選 (1) 看護教育論 選 (1) 看護総合実習 2	看護課題研究【通年】 2 実践総合演習 1 栄養サポートチーム論 選 (1) 地域連携ケア論IV 1		27 (8)	
公衆衛生看護学		公衆衛生看護支援論 I (※) 選 (2) 公衆衛生看護対象論 I (※) 選 (2) 公衆衛生看護対象論 II (※) 選 (1) 公衆衛生看護展開論 (※) 選 (2) 公衆衛生看護管理論 (※) 選 (2)	公衆衛生看護支援論 II (※) 選 (2)	公衆衛生看護実習 I (※) 選 (2) 公衆衛生看護実習 II (※) 選 (2) 公衆衛生看護実習 III (※) 選 (1)				17 (17)	
専門科目 小計 (内選科目計)		9科目 9	15科目 (選5科目) 24 (9)	13科目 (選7科目) 17 (8)	7科目 (選4科目) 10 (6)				98 (25)
合計 (内選科目計)		12科目 (選3科目) 13 (4)	16科目 (選5科目) 25 (9)	15科目 (選9科目) 19 (10)	8科目 (選5科目) 11 (7)				162 (50)
養護科目 (養護教諭一種免許状 取得に必要な科目)		教育心理学 選 (2)	教育相談論 選 (2)		養護実習 選 (4) 養護教育実習事前事後指導【通】 選 (1) 教職実践演習(養護教諭)【通】 選 (2)				25 (25)
合計		1科目 (選1科目) 2 (2)	1科目 (選1科目) 2 (2)	0科目 0	3科目 (選3科目) 7 (7)				25 (25)

オフィスアワー

栄養学科

氏名	職位	曜日	時間帯	面談方式	メールアドレス	研究室
板垣 康治 (イタガキ ヤスル)	教授	月～金	②	b	itagaki@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5301
川口 美喜子 (カワグチ ミキ)	教授	月～金	②	b	kawaguchi-m@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5308
金高 有里 (キントカ ヲリ)	教授	月～金	②	b	kintaka@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5307
坂本 恵 (サカモト メグミ)	教授	月～金	②	b	sakamoto@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5105
千葉 仁志 (チバ ヒシ)	教授	月～金	②	b	chiba-h@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5302
松川 典子 (マツカワ ノリコ)	教授	月～金	②	a	matsukawa@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5310
百々瀬 いづみ (モモセ イヅミ)	教授	月～金	②	a	momose@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5311
津久井 隆行 (ツクイ タカユキ)	准教授	月～金	②	b	tsukui@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5103
樋本 浩司 (ツチモト コウジ)	准教授	月～金	②	b	tsutimoto@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5106
渡辺 いつみ (ワタナベ イツミ)	准教授	月～金	②	a	watanabe@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5104
岩部 万衣子 (イワベ マイコ)	講師	月～金	②	a	iwabe@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5102
氏家 志乃 (ウジケ シノ)	講師	月～金	②	a	ujike@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5305
山本 倫也 (ヤマモト トモヤ)	講師	月～金	②	a	yamamoto-t@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5306
米田 実央 (ヨネタ ミオ)	助教	月～金	②	a	yoneta@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5101
阿部 佐知子 (アベ サチコ)	助手	月～金	②	a	abe-s@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5101
長部 泰子 (オサベ タイコ)	助手	月～金	②	a	osabe@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5101
高田 日和 (タカダ ヒヨリ)	助手	月～金	②	a	takada@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5101
中村 美樹 (ナカムラ ミキ)	助手	月～金	②	a	nakamura-m@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5101

共通教育部門

氏名	職位	曜日	時間帯	面談方式	メールアドレス	研究室
安念 保昌 (アンネ ヤスマサ)	教授	月～金	②	b	dpforest@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5304
加藤 隆 (カトウ タカシ)	教授	月～金	②	a	katotaka@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5312
菅野 英人 (カンノ ヒデト)	教授	月～金	②	a	kannno-h@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	5107
時野 隆至 (トキノ タカシ)	教授	月～金	②	a	tokino@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	1324
松尾 文子 (マツオ フミコ)	教授	月～金	②	b	fmatsuo@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	1221
三瀬 敬治 (ミセ ケイジ)	教授	月～金	②	b	mise@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	1213
瀧ヶ平 悠史 (タキガヒラ ヲシ)	准教授	月～金	②	b	takigahira@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	1315
前多 香織 (マエダ カオリ)	准教授	月～金	②	a	maeda@sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp	1322

II - 9 2026年度看護学科 科目担当教員一覧表

科目名	授業形態	受講年次	学期	単位		科目担当者
				必修	選択	
学びの理解	講義	1	前	1		○木津 由美子、百々瀬 いづみ、飯田 直弘
生物学A	講義	1	前		1	津久井 隆行
生物学B	講義	1	前		1	時野 隆至
化学	講義	1	前		1	時野 隆至
論理的思考	講義	1	前	2		崔 昌鳳
情報処理	演習	1	前	1		前多 香織
統計分析法	演習	1	後	1		三瀬 敬治
情報リテラシー	演習	1	後	1		前多 香織
英語 I (基礎) A	演習	1	前	1		松尾 文子
英語 I (基礎) B	演習	1	前	1		竹内 康二
英語 I (基礎) C	演習	1	前	1		竹内 康二
英語 I (基礎) D	演習	1	前	1		松尾 文子
英語 II (会話) A	演習	1	後	1		David Flenner
英語 II (会話) B	演習	1	後	1		Peter Reemst
英語 II (会話) C	演習	1	後	1		松尾 文子
英語 II (会話) D	演習	1	後	1		竹内 康二
表現技法 I (読解・分析) A・C	演習	1	前	1		高木 維
表現技法 I (読解・分析) B・D	演習	1	前	1		安永 立子
表現技法 II (討議・発表) A・C	演習	1	後	1		高木 維
表現技法 II (討議・発表) B・D	演習	1	後	1		安永 立子
心理学	講義	1	前	2		滝ヶ平 悠史
倫理学	講義	1	前	1		村上 友一
現代社会論	講義	1	前	2		金 昌震
生態学	講義	1	前		1	立澤 史郎
スポーツ科学と運動	演習	1	前		1	大浦 浩
スポーツ理論	講義	1	後		1	大浦 浩
法と人権	講義	1	後		2	神元 隆賢
地域社会文化論	講義	1	後		2	中島 宏一
形態機能学 I	講義	1	前	2		○家子 正裕、高橋 昌己
形態機能学 II	講義	1	後	2		○家子 正裕、高橋 昌己
感染免疫学	講義	1	後	2		○家子 正裕
病態学	講義	1	後	2		○家子 正裕、安彦 善裕
栄養代謝学	講義	1	後	2		渡辺 いつみ、金高 有里、川口 美喜子
生涯発達論	講義	1	前	1		滝ヶ平 悠史
環境保健論	講義	1	後	1		小林 宣道
関係法規	講義	1	後	1		○武澤 千尋、○安藤 陽子、○近藤 明代、○小川 克子
特別総合科目	演習	1	通		1	○近藤 明代、○首藤 英里香、○欠ノ下 郁子、○本吉 明美、○星 まどか
看護学概論	講義	1	前	2		○首藤 英里香、○木津 由美子
看護技術総論	演習	1	前	1		○本吉 明美、○木津 由美子、○首藤 英里香、○園田 典子、○横山 桂子、
援助関係論	演習	1	前	1		○木津 由美子、吉田 ゆかり
看護技術論 I	演習	1	後	2		○首藤 英里香、○木津 由美子、○本吉 明美、○園田 典子、○横山 桂子
看護基礎実習 I	実習	1	前	1		○首藤 英里香、○本吉 明美、○園田 典子、○横山 桂子
地域看護学概論	講義	1	後	1		○安藤 陽子
成人看護学概論	講義	1	後	1		○小野 善昭
高齢者看護学概論 I	講義	1	後	1		○服部 ユカリ、○中田 真依
地域連携ケア論 I	講義	1	後	1		金高 有里、○河崎 和子、榎本 浩司、○高橋 正樹、○安藤 陽子、○伊藤 円、○池野 航平、川口 美喜子
英語 III (読解)	演習	2	前		1	松尾 文子
英語 IV (総合)	演習	2	後		1	松尾 文子
生活環境論	講義	2	前		2	江本 匡
教育学	講義	2	後		1	菅野 英人

科目名	授業形態	受講年次	学期	単位		科目担当者
				必修	選択	
文学と人間	講義	2	後		1	畠山 瑞樹
国際社会論	講義	2	後		1	金 昌震
社会貢献と活動	演習	2	前		1	岩本 希
薬理学	講義	2	前	2		町田 拓自
臨床心理学	講義	2	前	1		松岡 紘史
疾病治療論Ⅰ	講義	2	前	2		○家子 正裕
疾病治療論Ⅱ	講義	2	後	2		深井 原、新宮 康栄
社会福祉論	講義	2	後	2		吉田 竜平
生命倫理	講義	2	前	1		森口 真衣
看護技術論Ⅱ	演習	2	前	2		○園田 典子、○木津 由美子、○首藤 英里香、○本吉 明美、○横山 桂子
看護技術論Ⅲ	演習	2	後	1		○園田 典子、○木津 由美子、○首藤 英里香、○本吉 明美、○横山 桂子
健康教育論	講義	2	後	1		○近藤 明代
家族看護学	講義	2	後	1		○安藤 陽子
看護倫理	講義	2	後	1		○園田 典子、○木津 由美子
看護理論	講義	2	後	1		○木津 由美子、○本吉 明美
看護基礎実習Ⅱ	実習	2	後	2		○首藤 英里香、○木津 由美子、○本吉 明美、○園田 典子、○横山 桂子、○伊藤 円、○小川 克子、○佐々木 めぐみ、○池野 航平、○高橋 正樹、○中武 延、○星 まどか、○加藤 亜希子
地域看護実習	実習	2	後	2		○安藤 陽子、○長谷川 美登
成人看護活動論Ⅰ	講義	2	前	2		○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○星 まどか、青田 美穂
成人看護活動論Ⅱ	演習	2	後	1		○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○星 まどか
高齢者看護学概論Ⅱ	講義	2	前	1		○服部 ユカリ、○中田 真依
高齢者看護活動論Ⅰ	演習	2	後	1		○中田 真依、○服部 ユカリ、○中武 延
小児看護学概論	講義	2	後	2		○河崎 和子
母性看護学概論	講義	2	前	2		○齋藤 早香枝
母性看護活動論Ⅰ	演習	2	後	1		○齋藤 早香枝、○加藤 亜希子、海老名 由紀子
精神看護学概論	講義	2	後	2		○山本 勝則、○欠ノ下 郁子
リハビリテーション看護論Ⅰ	講義	2	前	1		○小野 善昭、○河崎 和子、○欠ノ下 郁子
スポーツと看護	講義	2	後		1	○中田 真依、榎本 浩司、今北 雄太、三上 剛人
地域連携ケア論Ⅱ	講義	2	前	1		○伊藤 円、川口 美喜子、○池野 航平、○安藤 陽子、○河崎 和子、榎本 浩司、○高橋 正樹
公衆衛生看護学概論	講義	2	後		1	○近藤 明代
学校保健	講義	2	前	2		渡邊 祐美子、山崎 由里
養護概説	講義	2	前	2		西野 昭子
臨床栄養学	講義	3	前		1	川口 美喜子
疫学	講義	3	前		2	齋藤 健
保健医療福祉行政論	講義	3	前		1	○武澤 千尋、○安藤 陽子、○小川 克子
保健統計学Ⅰ	講義	3	後	1		志渡 晃一、米田 龍大
成人看護活動論Ⅲ	演習	3	前	1		○伊藤 円、○小野 善昭、○池野 航平、○星 まどか、若林 マリア、大串 祐美子、春名 純平、氏家 良人
外来看護実習	実習	3	前	1		○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○星 まどか
成人看護実習Ⅰ	実習	3	後	2		○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○星 まどか
成人看護実習Ⅱ	実習	3	後	2		○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○星 まどか
高齢者看護活動論Ⅱ	演習	3	前	1		○中田 真依、○服部 ユカリ、○中武 延
高齢者看護実習	実習	3	後	3		○服部 ユカリ、○中田 真依、○中武 延
小児看護活動論Ⅰ	演習	3	前	1		○河崎 和子、○佐々木 めぐみ、高橋 亜由美、松木 由理、香川 敦子
小児看護活動論Ⅱ	演習	3	後	1		○佐々木 めぐみ、○河崎 和子
母性看護活動論Ⅱ	演習	3	前	1		○齋藤 早香枝、○加藤 亜希子
母性看護実習Ⅰ	実習	3	後	1		○齋藤 早香枝、○加藤 亜希子
精神看護活動論Ⅰ	演習	3	前	1		○欠ノ下 郁子、○山本 勝則、○高橋 正樹、吉野 淳一、鈴木 大輔、佐々木 晶子、大島 友美
精神看護活動論Ⅱ	講義	3	後	1		○欠ノ下 郁子、○山本 勝則、○高橋 正樹

科目名	授業形態	受講年次	学期	単位		科目担当者
				必修	選択	
在宅看護学概論	講義	3	前	1		○安藤 陽子
在宅看護論Ⅰ	講義	3	後	1		○安藤 陽子
在宅看護論Ⅱ	演習	3	後	1		○安藤 陽子、○武澤 千尋、○小川 克子、増田 陽介、室田 ちひろ、木浪 江衣子、有本 邦洋、○長谷川 美登
医療安全論	講義	3	前	1		相馬 幸恵、福岡 啓子
看護学研究法	講義	3	後	2		○欠ノ下 郁子、三瀬 敬治
看護管理論	講義	3	後	1		相馬 幸恵、浪岡 まさみ
地域連携ケア論Ⅲ	講義	3	前	1		○安藤 陽子、岩部 万衣子、○伊藤 円、○池野 航平、○河崎 和子、榎本 浩司、○高橋 正樹、川口 美喜子、金高 有里
公衆衛生看護支援論Ⅰ ※	講義	3	後		2	○武澤 千尋、○近藤 明代
公衆衛生看護対象論Ⅰ ※	講義	3	後		2	○小川 克子、○近藤 明代、○武澤 千尋、渡邊 千鶴
公衆衛生看護対象論Ⅱ ※	講義	3	後		1	○武澤 千尋、○安藤 陽子、○小川 克子
公衆衛生看護展開論 ※	講義	3	後		2	○小川 克子
公衆衛生看護管理論 ※	講義	3	後		2	○近藤 明代、○武澤 千尋
健康政策論Ⅰ ※	演習	4	前		1	○小川 克子、○武澤 千尋、○近藤 明代
健康政策論Ⅱ ※	講義	4	後		1	○近藤 明代、○武澤 千尋、○小川 克子
保健統計学Ⅱ ※	講義	4	前		1	志渡 晃一、米田 龍大
小児看護実習	実習	4	前	2		○河崎 和子、○佐々木 めぐみ
母性看護実習Ⅱ	実習	4	前	1		○齋藤 早香枝、○加藤 亜希子
精神看護実習	実習	4	前	2		○山本 勝則、○欠ノ下 郁子、○高橋 正樹
在宅看護実習	実習	4	前	2		○安藤 陽子、○武澤 千尋、○小川 克子、○長谷川 美登
災害看護論	講義	4	前		1	○武澤 千尋、○長谷川 美登、金丸 道太郎、桑村 直樹、近藤 美智子
看護課題研究	演習	4	通年		2	○近藤 明代、○河崎 和子、○木津 由美子、○齋藤 早香枝、○首藤 英里香、○服部 ユカリ、○山本 勝則、○安藤 陽子、○小野 善昭、○欠ノ下 郁子、○武澤 千尋、○中田 真依、○伊藤 円、○小川 克子、○佐々木 めぐみ、○園田 典子、○本吉 明美
クリティカル看護論	講義	4	前		△1	○小野 善昭、春名 純平、村中 沙織
慢性看護論	講義	4	前		△1	○伊藤 円、○星まどか、渡辺 美和、能美 真紀子、佐藤 明美
リハビリテーション看護論Ⅱ	講義	4	前		△1	○小野 善昭、○池野 航平、中川 雄樹、増田 陽介
国際看護論	講義	4	前		1	○武澤 千尋、正岡 経子、近藤 美智子、鈴木 幹子、北間 砂織、笹原 理司
看護教育論	講義	4	前		1	○大日向 輝美
看護総合実習	実習	4	前		2	○木津 由美子、○中田 真依、○佐々木 めぐみ、○伊藤 円、○小川 克子、○園田 典子、○本吉 明美、○池野 航平、○加藤 亜希子、○高橋 正樹、○中武 延、○長谷川 美登、○星 まどか、○横山 桂子
実践総合演習	演習	4	後		1	○木津 由美子、○星 まどか、○中武 延、○首藤 英里香、○中田 真依、○園田 典子、○本吉 明美、○横山 桂子、○小野 善昭、○伊藤 円、○池野 航平、○服部 ユカリ、○中田 真依、○齋藤 早香枝、○加藤 亜希子、○河崎 和子、○佐々木 めぐみ、○山本 勝則、○欠ノ下 郁子、○高橋 正樹、○近藤 明代、○安藤 陽子、○武澤 千尋、○小川 克子、○長谷川 美登
栄養サポートチーム論	講義	4	後		1	川口 美喜子
地域連携ケア論Ⅳ	講義	4	後		1	○河崎 和子、榎本 浩司、○高橋 正樹、○安藤 陽子、○伊藤 円、○池野 航平、金高 有里、岩部 万衣子、川口 美喜子
公衆衛生看護支援論Ⅱ ※	演習	4	前		2	○武澤 千尋、○近藤 明代、○小川 克子
公衆衛生看護実習Ⅰ ※	実習	4	後		2	○近藤 明代、○武澤 千尋、○小川 克子、○安藤 陽子
公衆衛生看護実習Ⅱ ※	実習	4	後		2	○近藤 明代、○武澤 千尋、○小川 克子、○安藤 陽子
公衆衛生看護実習Ⅲ ※	実習	4	後		1	○近藤 明代、○武澤 千尋、○小川 克子、○安藤 陽子

- (注) 1. 各科目の責任者は科目担当者の先頭記載者
2. ○印は学科所属の専任教員で医師、看護師、保健師を経験している実務経験者
3. △印は選択必修科目
4. ※印は保健師国家試験受験資格希望者のみ履修できる科目

養護教諭一種免許取得に必要な科目

科目名	授業 形態	受講 年次	学期	単位		科目担当者
				必修	選択	
教職概論	講義	1	前		2	菅野 英人、加藤 隆、
教育原理	講義	1	後		1	庄井 良信、明田川 知美、菅野 英人
教育制度論	講義	1	後		1	明田川 知美
教育課程論	講義	2	前		1	松田 剛史
教育方法論	講義	2	前		1	大室 道夫、松田 剛史、庄井 良信
道徳教育論	講義	2	前		1	加藤 隆、菅野 英人
特別活動・総合的学習指導論	講義	2	後		1	高橋 公平、大室 道夫
生徒指導論	講義	2	後		1	佐藤 憲夫
特別支援教育概論	講義	3	後		1	松井 由紀夫
教育心理学	講義	3	前		2	安念 保昌
教育相談論	講義	3	後		2	川俣 智路
養護実習	実習	4	後		4	西野 昭子、山崎 由理、菅野 英人
養護教育実習事前・事後指導	実習	4	後		1	渡邊 祐美子、山崎 由理、菅野 英人
教職実践演習（養護教諭）	演習	4	後		2	西野 昭子、渡邊 祐美子、山崎 由理、菅野 英人

Ⅲ 規程

(学則・教務に関する諸規程)

札幌保健医療大学学則

平成25年4月1日制定
最終改正2026年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 組織（第5条～第6条）
 - 第3章 職員の組織（第7条～第8条）
 - 第4章 教授会（第9条）
 - 第5章 学年、学期及び休業日（第10条～第12条）
 - 第6章 修業年限及び在学年限（第13条～第14条）
 - 第7章 教育課程及び履修方法等（第15条～第26条）
 - 第8章 入学・休学・転学・留学・退学・除籍及び編入学等（第27条～第36条）
 - 第9章 卒業及び学位等（第37条～第39条）
 - 第10章 賞罰（第40条～第41条）
 - 第11章 科目等履修生（第42条）
 - 第12章 入学検定料、入学金及び授業料等並びに教職課程履修費等（第43条～第49条）
 - 第13章 雑則（第50条～第51条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受ける。

（教育内容等の改善のための組織的改善）

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

（情報公開）

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は別に定める。

第2章 組織

（学部及び学科）

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

保健医療学部 看護学科

栄養学科

2 学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	80名	320名
	栄養学科	40名	160名

3 学部及び学科の教育上の目的は次のとおりとする。

(1) 学部

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

(2) 看護学科

看護学科は、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を实践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

(3) 栄養学科

栄養学科は、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を实践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

(大学院)

第5条の2 本学に大学院を置く。ただし、大学院学則は別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し職員を指揮監督するため、事務局長を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第9条 学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 本学の創立記念日

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

(6) 春期休業

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認める場合は、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法)

第15条 本学は、学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 各学科の教育課程及び履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技にいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(履修の要件)

第17条 学部・学科における履修の要件については、別表1、別表2、及び別表3及び別表4のとおりとする。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位計算方法)

第18条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第23条 本学学生にして、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第24条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第25条 授業科目の成績評価は、秀 (100点～90点以上)・優 (90点未満～80点以上)・良 (80点未満～70点以上)・可 (70点未満～60点以上)・不可 (60点未満) の5種をもって表わし、可以上を合格とする。

(その他)

第26条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

第8章 入学・休学・転学・留学・退学・除籍及び編入学等

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学年限に参入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第30条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学年限に含めることができる。

3 第20条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第14条に定める在学年限を超えた者

(3) 第29条第1項又は第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(編入学及び再入学)

第34条 本学に他大学等から編入学を志願する者又は、やむを得ない理由で本学を退学した者で、その後2年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により、入学を許可された者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、学長が決定する。

3 第41条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

4 編入学及び再入学に関する規程は別に定める。

(転学科)

第35条 所属する学科から他学科へ変更することを志願する者があるときは、その学科に欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に転学科を許可することがある。

2 転学科に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第36条 第33条第1号に該当する事由により除籍された者で、未納の授業料等に相当する金額を納付して復籍を願い出た者に対しては、学長が許可することがある。

2 前項により復籍を許可された者に対し必要な事項は、学長が決定する。

第9章 卒業及び学位等

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学し、別表1及び別表2に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第38条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

保健医療学部 看護学科 学士(看護学)
栄養学科 学士(栄養学)

(免許及び資格の取得)

第39条 看護学科の学生で第37条に定める卒業要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験受験資格を取得する。

- 2 看護学科の学生で保健師国家試験受験資格を希望する者は、第1項の規定を満たし、かつ別表1に定める保健師に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
- 3 看護学科の学生で第1項の規定を満たし、かつ別表3に定める養護教諭養成課程を履修し、免許状授与に必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の規定に基づき、養護教諭一種免許状が授与される。
- 4 栄養学科の学生で第37条に定める卒業要件を満たした者は、栄養士法並びに同法施行規則に基づき、栄養士免許証が交付され、また管理栄養士国家試験受験資格を取得する。
- 5 栄養学科の学生で第4項の規定を満たし、かつ別表4に定める栄養教諭養成課程を履修し、免許状授与に必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭一種免許状が授与される。

第10章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、各学科等の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が受入を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第12章 入学検定料、入学金及び授業料等並びに教職課程履修費等

(納付金)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料等並びに教職課程及び看護学科保健師選択コース履修費は、別表5及び別表6のとおりとする。

(授業料等の納付)

第44条 授業料等は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付することができる。

区 分	納 期
前期 (4月から9月まで)	4月中
後期 (10月から翌年3月まで)	10月中

(復学の場合の授業料等)

第45条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(前期で卒業する場合の授業料等)

第46条 前期で卒業する者の授業料等は年額の二分の一を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第47条 学期の途中で退学した者、又は停学を命じられた者の該当期分の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第48条 前期又は後期中途で休学を許可され、又は命ぜられた者についての休学期間の授業料等は徴収しない。

(納付金の返戻)

第49条 納付した入学検定料、入学金、及び授業料等は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

第13章 雑則

(改正)

第50条 本学則の改正は、教授会を経て理事長が行う。

(その他)

第51条 この学則に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 2019年3月31日以前に入学した学生の第23条第1項に規定する別表3の保健医療学部栄養学科教職に関する履修要件は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 2021年3月31日以前に入学した学生の第23条第1項に規定する別表3については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 2022年3月31日以前に入学した学生の第23条1項に規定する別表1及び別表2については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則（2024年7月25日 栄養学科収容定員変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 保健医療学部栄養学科の収容定員は第5条第2項の規定に関わらず、2025年度から2027年度までは次のとおりとする。

学部・学科	2025年度	2026年度	2027年度
保健医療学部栄養学科	280名	240名	200名

附 則（2025年3月10日 看護学科養護教諭一種免許状取得課程認定等に伴う改正）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則（2025年3月10日 看護学科収容定員変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 保健医療学部看護学科の収容定員は第5条第2項の規定に関わらず、2026年度から2028年度までは次のとおりとする。

学部・学科	2026年度	2027年度	2028年度
保健医療学部看護学科	380名	360名	340名

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力	必修科目15単位及び選択科目9単位以上、計24単位以上修得	1			講義		
			生物学		1		講義	
			化学		1		講義	
			論理的思考	2			講義	
			情報処理	1			演習	
			統計分析法	1			演習	
			情報リテラシー	1			演習	
	小計(7科目)		6	2	0	—		
	言語と表現力		英語Ⅰ(基礎)	1			演習	
			英語Ⅱ(会話)	1			演習	
			英語Ⅲ(読解)		1		演習	
			英語Ⅳ(総合)		1		演習	
			表現技法Ⅰ(読解・分析)	1			演習	
	表現技法Ⅱ(討議・発表)		1			演習		
	小計(6科目)		4	2	0	—		
人間と社会	心理学	2			講義			
	倫理学	1			講義			
	現代社会論	2			講義			
	生態学		1		講義	○		
	生活環境論		2		講義			
	教育学		1		講義			
	文学と人間		1		講義			
	スポーツ科学と運動		1		演習	○◆		
	スポーツ理論		1		講義	○◆		
	法と人権		2		講義	○◆		
	地域社会文化論		2		講義			
国際社会論		1		講義				
社会貢献と活動		1		演習				
小計(13科目)	5	13	0	—				
基礎教育科目 計			15	17	0	—		
専門基礎科目	個人と健康	必修科目24単位及び選択科目3単位以上、計27単位以上修得	2			講義		
			形態機能学Ⅰ	2			講義	
			形態機能学Ⅱ	2			講義	
			感染免疫学	2			講義	
			病態学	2			講義	
			薬理学	2			講義	
			栄養代謝学	2			講義	
			臨床栄養学		1		講義	○
			生涯発達論	1			講義	
			臨床心理学	1			講義	
			疾病治療論Ⅰ	2			講義	
	疾病治療論Ⅱ		2			講義		
	小計(11科目)		18	1	0	—		
	社会と健康		環境保健論	1			講義	
			社会福祉論	2			講義	
疫学			2		講義	○		
関係法規		1			講義			
保健医療福祉行政論			1		講義	○		
健康政策論Ⅰ			1		演習	※		
健康政策論Ⅱ		1		講義	※			
保健統計学Ⅰ	1			講義				
保健統計学Ⅱ		1		講義				
生命倫理	1			講義				
特別総合科目		1		演習				
小計(11科目)	6	7	0	—				
専門基礎教育科目 計			24	8	0	—		

別表 1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
専門科目	看護の基本	必修科目73単位及び選択必修科目「クリティカル看護論」「慢性看護論」「リハビリテーション看護論Ⅱ」から1単位、選択科目4単位以上、計78単位以上修得	看護学概論	2			講義	
			看護技術総論	1			演習	
			援助関係論	1			演習	
			看護技術論Ⅰ	2			演習	
			看護技術論Ⅱ	2			演習	
			看護技術論Ⅲ	1			演習	
			健康教育論	1			講義	
			家族看護学	1			講義	
			看護倫理	1			講義	
			看護理論	1			講義	
			看護基礎実習Ⅰ	1			実習	
			看護基礎実習Ⅱ	2			実習	
			地域看護学概論	1			講義	
			地域看護実習	2			実習	
	小計(14科目)		19	0	0	—		
	人間の発達段階と看護活動		成人看護学概論	1			講義	
			成人看護活動論Ⅰ	2			講義	
			成人看護活動論Ⅱ	1			演習	
			成人看護活動論Ⅲ	1			演習	
			外来看護実習	1			実習	
			成人看護実習Ⅰ	2			実習	
			成人看護実習Ⅱ	2			実習	
			小計(7科目)	10	0	0	—	
			高齢者看護学概論Ⅰ	1			講義	
			高齢者看護学概論Ⅱ	1			講義	
			高齢者看護活動論Ⅰ	1			演習	
			高齢者看護活動論Ⅱ	1			演習	
			高齢者看護実習	3			実習	
			小計(5科目)	7	0	0	—	
			小児看護学概論	2			講義	
小児看護活動論Ⅰ		1			演習			
小児看護活動論Ⅱ	1			演習				
小児看護実習	2			実習				
小計(4科目)	6	0	0	—				
母性看護学概論	2			講義				
母性看護活動論Ⅰ	1			演習				
母性看護活動論Ⅱ	1			演習				
母性看護実習Ⅰ	1			実習				
母性看護実習Ⅱ	1			実習				
小計(5科目)	6	0	0	—				
精神看護学概論	2			講義				
精神看護活動論Ⅰ	1			演習				
精神看護活動論Ⅱ	1			講義				
精神看護実習	2			実習				
小計(4科目)	6	0	0	—				

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
専門科目	看護の統合と探求	在宅看護学概論	1			講義	
		在宅看護論Ⅰ	1			講義	
		在宅看護論Ⅱ	1			演習	
		在宅看護実習	2			実習	
		医療安全論	1			講義	
		災害看護論		1		講義	
		看護学研究法	2			講義	
		看護課題研究	2			演習	
		クリティカル看護論		1		講義	
		慢性看護論		1		講義	
		リハビリテーション看護論Ⅰ	1			講義	
		リハビリテーション看護論Ⅱ		1		講義	
		スポーツと看護		1		講義	
		国際看護論		1		講義	
		看護管理論	1			講義	
		看護教育論		1		講義	
		看護総合実習	2			実習	
		実践総合演習	1			演習	
		栄養サポートチーム論		1		講義	
		地域連携ケア論Ⅰ	1			講義	
		地域連携ケア論Ⅱ	1			講義	
		地域連携ケア論Ⅲ	1			講義	
		地域連携ケア論Ⅳ	1			講義	
小計(23科目)			19	8	0	—	
専門科目 計			73	8	0		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		1		講義	
		公衆衛生看護学支援論Ⅰ		2		講義	※
		公衆衛生看護学支援論Ⅱ		2		演習	※
		公衆衛生看護学対象論Ⅰ		2		講義	※
		公衆衛生看護学対象論Ⅱ		1		講義	※
		公衆衛生看護学展開論		2		講義	※
		公衆衛生看護学管理論		2		講義	※
		公衆衛生看護学実習Ⅰ		2		実習	※
		公衆衛生看護学実習Ⅱ		2		実習	※
		公衆衛生看護学実習Ⅲ		1		実習	※
		小計(10科目)			0	17	0
養護科目	養護科目	学校保健		2		講義	●
		養護概説		2		講義	●
		小計(2科目)			0	4	0
合計(122科目)			112	54	0		

※印は保健師国家試験受験資格取得希望者のみ履修できる必修科目

●養護教諭課程(一種)履修者のみ履修できる必修科目

○養護教諭課程(一種)履修者の必修科目

◆印は※印のほかに養護教諭二種免許取得申請者の必修科目

別表2 保健医療学部栄養学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力	必修科目 17 単位及び選択科目 9 単位以上、計 26 単位以上修得	1			講義	※	
			2			講義		
			1			演習		
			1			演習		
			1			演習		
			1	1		講義		
			2			講義		
	小計(7科目)		8	1	0	—		
	言語と表現力		英語Ⅰ(基礎)	1			演習	
			英語Ⅱ(会話)	1			演習	
			英語Ⅲ(読解)		1		演習	
			英語Ⅳ(総合)		1		演習	
			表現技法Ⅰ(読解・分析)	1			演習	
表現技法Ⅱ(討議・発表)	1			演習				
小計(6科目)	4	2	0	—				
人間と社会	心理学	2			講義	※※		
	倫理学	1			講義			
	生態学		1		演習			
	スポーツ科学と運動		1		講義			
	スポーツ理論		1		講義			
	地域社会文化論		2		講義			
	社会貢献と活動		1		演習			
	生活環境論		2		講義			
	現代社会論	2			講義			
	国際社会論		1		講義			
法と人権		2		講義				
教育学		1		講義				
文学と人間		1		講義				
小計(13科目)	5	13	0	—				
基礎教育科目 計			17	16	0	—		
専門基礎科目	社会・環境と健康	必修科目 40 単位及び選択科目 4 単位以上、計 44 単位以上修得		1		講義		
			人間関係論	1		講義		
			生命倫理		1			講義
			医療概論		2			講義
			健康管理概論	2				講義
			公衆衛生学	2				講義
			公衆衛生学実習	1				実習
			保健医療福祉行政論	1				講義
			特別総合科目		1			演習
	小計(9科目)		7	5	0	—		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		形態機能学Ⅰ	2			講義	
			形態機能学Ⅱ	2			講義	
			形態機能学実習Ⅰ	1			実習	
			形態機能学実習Ⅱ	1			実習	
			有機化学		2		講義	
			病理学	2			講義	
			微生物学	2			講義	
微生物学実験		1			実験			
生化学Ⅰ		2			講義			
生化学Ⅱ		2			講義			
生化学実験	1			実験				
病態診療学Ⅰ	2			講義				
病態診療学Ⅱ	2			講義				
小計(13科目)	20	2	0	—				
食べ物と健康	食品科学Ⅰ	2			講義			
	食品科学Ⅱ	2			講義			
	食品科学Ⅲ		2		講義			
	食品科学実験Ⅰ	1			実験			
	食品科学実験Ⅱ	1			実験			
	食品機能学		2		講義			
	食品衛生学	2			講義			
	食品衛生学実験	1			実験			
	調理学	2			講義			
	調理学実習Ⅰ	1			実習			
調理学実習Ⅱ	1			実習				
小計(11科目)	13	4	0	—				
専門基礎教育科目 計			40	11	0	—		

別表 2 保健医療学部栄養学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
専門科目	管理栄養論	管理栄養士論	1			講義	
		管理栄養士総合演習	1			演習	
		小計(2科目)	2	0	0	—	
	栄養学基礎	基礎栄養学	2			講義	
		基礎栄養学実験	1			実験	
		小計(2科目)	3	0	0	—	
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			講義	
		応用栄養学Ⅱ	2			講義	
		応用栄養学Ⅲ	2			講義	
		応用栄養学実習	1			実習	
		免疫と栄養		1		講義	
		スポーツ栄養学総論		1		講義	
		スポーツ栄養学(基礎)		1		講義	
		スポーツ栄養学(応用)		1		講義	
		スポーツ栄養学演習		1		演習	
		小計(9科目)	7	5	0	—	
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2			講義	
		栄養教育論Ⅱ	2			講義	
		栄養教育論Ⅲ	2			講義	
		栄養教育論実習	1			実習	
		栄養カウンセリング演習		1		演習	
		食生活論		2		講義	※
		食育指導論		2		講義	※
		食育農場演習		1		演習	
		食育実践演習		1		演習	
		小計(9科目)	7	7	0	—	
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			講義	
		臨床栄養学Ⅱ	2			講義	
		臨床栄養学Ⅲ	2			講義	
臨床栄養学Ⅳ		2			講義		
臨床栄養学実習Ⅰ		1			実習		
臨床栄養学実習Ⅱ		1			実習		
臨床栄養学実習Ⅲ		1			実習		
栄養サポートチーム論			1		演習		
	小計(8科目)	11	1	0	—		
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2			講義		
	公衆栄養学Ⅱ	2			講義		
	公衆栄養学実習Ⅰ	1			実習		
	地域栄養活動演習		1		演習		
	小計(4科目)	5	1	0	—		
給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2			講義		
	給食経営管理論Ⅱ	2			講義		
	給食経営管理論実習Ⅰ	1			実習		
	小計(3科目)	5	0	0	—		
総合演習	総合演習Ⅰ	1			演習		
	総合演習Ⅱ	1			演習		
	小計(2科目)	2	0	0	—		
統合科目	英語文献講読演習		1		演習		
	卒業研究		2		演習		
	地域連携ケア論Ⅰ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅱ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅲ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅳ	1			講義		
	小計(6科目)	4	3	0	—		
臨地実習	給食経営管理論実習Ⅱ	1			実習		
	給食経営管理論実習Ⅲ		1		実習		
	公衆栄養学実習Ⅱ		1		実習		
	臨床栄養学実習Ⅳ	2			実習		
	臨床栄養学実習Ⅴ		2		実習		
	小計(5科目)	3	4	0	—		
	専門科目 計	49	21	0	—		
	合計(109科目)	106	48				

※印は栄養教諭一種免許状授与に必要な科目

別表3 保健医療学部看護学科教職に関する科目

授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
教職概論			2	講義	
教育原理			1	講義	
教育制度論			1	講義	
教育心理学			2	講義	
特別支援教育概論			1	講義	
教育課程論			1	講義	
道德教育論			1	講義	
特別活動・総合的学習指導論			1	講義	
教育方法論			1	講義	
生徒指導論			1	講義	
教育相談論			2	講義	
養護教育実習事前・事後指導			1	実習	
養護実習			4	実習	
教職実践演習（養護教諭）			2	演習	

別表4 保健医療学部栄養学科教職に関する科目

授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
教職概論			2	講義	
教育原理			1	講義	
教育制度論			1	講義	
教育心理学			2	講義	
特別支援教育概論			1	講義	
教育課程論			1	講義	
道德教育論			1	講義	
特別活動・総合的学習指導論			1	講義	
教育方法論			1	講義	
生徒指導論			1	講義	
教育相談論			2	講義	
栄養教育実習事前・事後指導			1	実習	
栄養教育実習			1	実習	
教職実践演習（栄養教諭）			2	演習	

別表5 保健医療学部看護学科及び栄養学科入学検定料、入学金及び授業料等

① 入学検定料

(単位：円)

試験区分	金額
学校推薦型選抜入学・一般選抜入学・総合型選抜入学・編入学	30,000
社会人入学	30,000
大学入試センター利用入学	10,000

② 入学金及び授業料等

(単位：円)

項目	学科	金額	備考
入学金	両学科	300,000	入学時のみ
授業料	看護学科	1,250,000	2期分割可
	栄養学科	850,000	
施設設備費	両学科	200,000	
実験実習費	看護学科	150,000	
	栄養学科	100,000	

別表6 保健医療学部教職課程及び看護学科保健師選択コース履修費

① 教職課程履修費

(単位：円)

項目	金額	納入区分	納入時期
教職課程履修費	20,000	1年次以降	前期授業料納入時
教育実習費	20,000	4年次	同上

② 看護学科 保健師選択コース履修費 (2025年度以降入学生適用) (単位：円)

項目	金額	納入区分	納入時期
保健師選択コース履修費	50,000	3年次以降	前期授業料納入時

札幌保健医療大学保健医療学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第15条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法などに関して必要な事項を定めるものとする。

(科目及び単位数)

第2条 保健医療学部（以下「本学部」という。）における科目は、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」とする。それぞれの科目の単位数、必修・選択科目については、学則別表1から別表4のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第3条 本学部において卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

(1) 看護学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	15 単位	9 単位以上
専門基礎科目	24 単位	3 単位以上
専門科目	73 単位	5 単位以上 ※選択必修 1 単位含む
卒業に必要な単位数	112 単位	17 単位以上

(2) 栄養学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	17 単位	9 単位以上
専門基礎科目	40 単位	4 単位以上
専門科目	49 単位	7 単位以上 ※選択必修 1 単位含む
卒業に必要な単位数	106 単位	20 単位以上

2 養護教諭一種免許状取得に必要となる学則別表3に掲げる単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

3 栄養教諭一種免許状取得に必要となる学則別表4に掲げる科目の単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

(授業期間)

第4条 毎学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週以上とする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修登録の方法及び登録時期)

第6条 履修する科目は、指定された期間に所定の様式にて履修登録をしなければならない。

2 後期のみ授業科目についても、原則として、学年初めの指定された期間に登録するものとする。

- 3 前項に関わらず、次の者については、後期の指定された期間に履修登録することができる。
- (1) 前期に休学し、後期に復学する者
 - (2) 学則第 31 条により留学した者で、後期に本学における履修を再開する者
 - (3) 前期末で卒業を目指した者が、学則第 37 条の規定を満たすことができず、後期に履修する者
- 4 履修登録の訂正は、各期確認訂正期間に限り認めるものとする。
(休学及び退学による履修登録の取扱い)

第 7 条 履修登録後の各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(科目の履修制限)

第 8 条 次に該当する場合、その科目の履修を認めない。

- (1) 既に単位を修得した科目
- (2) 授業時間が重複する科目
- (3) 休学中の場合
- (4) 在籍する学年より上級学年に配当されている科目
- (5) 学費未納の場合

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 学則第 17 条第 2 項の規定に基づく卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を看護学科は 45 単位、栄養学科は 48 単位とする。ただし、編入学をした者については、この限りではない。

- 2 養護教諭一種免許状取得に必要となる学則別表 3 に掲げる科目の単位数は、前項の履修登録単位数の上限、看護学科 45 単位に含まないものとする。
- 3 栄養教諭一種免許状取得に必要となる学則別表 4 に掲げる科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。
- 4 再履修する科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、看護学科の 45 単位、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

(公欠の取扱い)

第 10 条 公欠とは、本学が認める事由によりやむを得ず授業を欠席した場合で、かつ必要な手続を行った者について「欠席扱いとしない」取扱いをいう。

- 2 公欠扱いを許可された授業については、授業実施時間数から公欠時間数を除くものとし、出席を必要とする時間に含めない。
- 3 公欠扱いを許可された授業については、補講等の配慮を受けることができる。
- 4 公欠扱いを許可する回数は、各授業につき、授業実施時間数の 5 分の 1 までを原則とする。
- 5 公欠に該当する事由が重複し、許可する回数を超えた場合は教務委員会で審議し、公欠に係る補講等の受講後、当該科目の単位認定に必要な出席時間数に算入することができる。

(公欠の事由及び期間等)

第 11 条 前条規定の公欠が適用される事由は、次の各号とする。

- (1) 災害、公共交通機関等の障害・遅延
- (2) 親族の忌引き
- (3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患又は感染のおそれによる出席停止
- (4) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合
- (5) 大学を代表して参加する課外活動等で学長が必要と認めた場合
- (6) 大学の教育研究活動(通学、正課授業、学内行事、課外活動など)における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害(ケガ)を被り、授業出席が困難な場合

(7) その他教務委員会が必要と認めた場合

2 前項各号に該当する場合、学生は公欠届により届け出るものとし、公欠の期間及び手続等については、別表1のとおりとする。

(天候による休講措置)

第12条 天候による非常事態に伴う学生の休講措置の条件については、別に定める。

(先修条件)

第13条 履修に必要な条件として、あらかじめ単位を修得しておかなければならない科目を別に定める。

(試験)

第14条 履修した科目については、試験を行う。試験の詳細は、札幌保健医療大学試験規程に定める。

2 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しないため、「失格」の取扱いとする。

(1) 授業料その他納付金が未納の者

(2) 授業出席時間数が、その授業実施時間数の3分の2未満の者

(成績評語)

第15条 単位は、学則第25条に基づいて授与され、その成績評語は「秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)」の5種をもって表示するものとする。

2 失格科目は「失格(P)」、単位認定科目は「認定(N)」、評定不能科目は「評定不能(W)」と表示するものとする。

(進級要件)

第16条 進級要件は、別に定める。

(看護師国家試験受験資格の取得)

第17条 看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学科の課程を履修し、卒業に必要な単位(129単位)を取得しなければならない。

(保健師国家試験受験資格の取得)

第18条 第18条 保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数の他に、公衆衛生看護学履修生のみが履修できる全ての授業科目(「健康政策論Ⅰ」「健康政策論Ⅱ」「保健統計学Ⅱ」「公衆衛生看護支援論Ⅰ」「公衆衛生看護支援論Ⅱ」「公衆衛生看護対象論Ⅰ」「公衆衛生看護対象論Ⅱ」「公衆衛生看護展開論」「公衆衛生看護管理論」「公衆衛生看護実習Ⅰ」「公衆衛生看護実習Ⅱ」「公衆衛生看護実習Ⅲ」)を取得すること。なお、専門基礎科目及び専門科目の選択科目のうち、「疫学」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生看護学概論」を修得し、合計148単位以上を修得しなければならない。

2 保健師国家試験受験資格取得に必要な科目を履修する者は、別に定める公衆衛生看護学履修希望者申請要領に基づき教務委員会で決定する。

(看護学科保健師選択コースの履修登録)

第19条 看護学科保健師選択コースを履修する者は、前条第1項に定める授業科目を履修登録しなければならない。

(看護学科保健師選択コースの履修費等)

第20条 看護学科保健師選択コースを履修する者は、学則別表6②に定める看護学科保健師選択コース履修費を所定の期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める費用を所定の期限までに納付しない場合は、看護学科保健師選択コースを履修できない。

3 履修登録後における既納の保健師選択コース履修費の返還は行わない。

(養護教諭二種免許状の取得)

第 21 条 養護教諭二種免許状を取得しようとする者は、保健師国家試験に合格し、保健師免許を取得していなければならない。

2 保健師国家試験受験資格に必要な科目のほかに養護教諭免許取得の申請に必要な科目のすべて（「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「情報処理」「情報リテラシー」）を修得していなければならない。
（栄養士の取得）

第 22 条 栄養士の資格を取得しようとする者は、本学が別表 1 に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。
（管理栄養士国家試験受験資格の取得）

第 23 条 管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学が別表 2 に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。
（栄養教諭一種免許状の取得）

第 24 条 栄養教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。
（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格の取得）

第 25 条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、学則の定める栄養学科の卒業に必要な科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の中には「有機化学」の 2 単位を含まなければならない。
（養護教諭一種免許状の取得）

第 26 条 養護教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。
（単位認定の時期）

第 27 条 単位認定の時期は各開講学期末とする。したがって、単位認定の時期に在学していない者の単位認定は行わない。

2 各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。
（卒業の認定）

第 28 条 学則第 37 条の規定に基づき、大学に 4 年以上在学し、所定の科目を履修し、看護学科においては 129 単位以上、栄養学科においては 126 単位以上を修得した者については、教授会を経て、学長が卒業を認定する。

2 学生の卒業時期は、学期末あるいは学年末とする。
（補則）

第 29 条 この規程に定めるほか、履修に関して必要な事項は、教授会を経て学長が別に定める。
（改廃）

第 30 条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 3 条第 1 項第 2 号、第 9 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 19 条、第 20 条及び第 24 条については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2022 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 10 条（公欠の取扱い）及び第 11 条（公欠の事由及び期間等）の規定については、事由により教務委員会が判断し、2024 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 20 条の規定については、2025 年 4 月入学生から適用する。

別表 1 (第 11 条関連)

公欠事由	公欠届提出期限	必要書類等	許可期間
(1) 災害、公共交通機関等の障害・遅延	【授業】 事由発生後 5 日以内 【試験】 指定された日時まで	・被災(罹災)証明書 ・事故証明書 ・遅延証明書	当該日のみ
(2) 親族の忌引き		・会葬礼状等、事実が確認できる書類	・一親等・配偶者：連続 7 日以内 ・二親等：連続 3 日以内 (いずれも休日を含む)
(3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症(別記)に罹患又は感染のおそれによる出席停止	公欠事由該当期間終了後 1 週間以内	・医師の診断書等	学校保健安全法施行規則第 19 条による出席停止期間の基準(別記)のとおり 医師の診断書等により出席停止を必要とされた期間
(4) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	・裁判所が発行する証明書	当該期間
(5) 大学を代表して参加する課外活動等、学長が必要と認めた場合		本学が指示する書類 ・活動・大会等要項、日程表等 ・各種団体等の参加・出場要請書等	課外活動等に参加・出場する期間(遠方の場合は必要移動日を含む)
(6) 大学の教育研究活動(正課授業、学内行事)における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害(ケガ)を被り、授業出席が困難な場合。	提出可能となった時点で速やかに提出	・医師の診断書	医師の診断書により必要とされた期間に限る。
(7) その他教務委員会が必要と認めた場合	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	本学が指示する書類	当該期間

表(3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症及び同法施行規則第 19 条による出席停止期間の基準は別記のとおり

別記(別表 1 (3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症及び施行規則第 19 条による出席停止期間の基準)

種別	感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるものに限る）、 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る）、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*その他の感染症

流行状況等により、第三種の感染症として扱う場合もある。

札幌保健医療大学教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第39条第3項及び第5項に基づき、本学における教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修及び教員免許状取得に関する必要な事項を定める。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる学科の教育免許状の種類は次の表のとおりとする。

学部学科	免許状の種類
保健医療学部看護学科	養護教諭一種免許状
保健医療学部栄養学科	栄養教諭一種免許状

(科目及び単位数)

第3条 教員免許状を取得しようとする者は、次の表に定める単位を修得しなければならない。

免許状の種類	養護に関する科目	教職に関する科目	教員免許法施行規則第66条の6に定める科目
養護教諭一種免許状	50単位	21単位	8単位

免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	教員免許法施行規則第66条の6に定める科目
栄養教諭一種免許状	4単位	18単位	8単位

2 教職課程の科目及び単位数は、別表第1のとおりである。

(履修の資格)

第4条 看護学科教職課程の養護実習を履修するためには、教職課程に係る科目及び看護学科の実習科目のうち3年次までに配当されているすべての科目を修得していなければならない。さらに、看護学科4年次前期に開講されているすべての実習科目を履修していなければならない。

2 栄養学科教職課程の栄養教育実習を履修するためには、教職課程に係る科目のうち3年次までに配当されているすべての必修科目の単位を修得していなければならない。

(実習の停止及び取消)

第5条 各学科教職課程の養護実習及び栄養教育実習を履修しようとする者が、学業成績、性行及び生活態度等において、実習生としての適格性を欠くと認められる場合には、教務委員長は教職課程委員会の議を経て、当該学生の実習の停止及び取消しを行うことがある。

(履修登録)

第6条 教職課程を履修する者は、所定の用紙に履修する授業科目名を記載して履修登録を行わなければならない。

(教職課程履修費等)

第7条 教職課程を履修する者は、学則別表6①に定める教職課程履修費を所定の期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める費用を所定の期限までに納付しない場合は、教職課程を履修できない。

3 履修登録後における既納の教職課程履修費及び教育実習費の返還は行わない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年3月31日以前に入学した学生の第3条第2項に規定する教職課程の科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表第1 養護教諭一種免許状取得に必要な科目及び単位数 (2025年度以降入学生対象)
(保健医療学部 看護学科)

養護に関する科目 (50 単位)

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設科目		
		科目名	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)	4 単位	疫学	2 単位	
		生活環境論	2 単位	
		保健医療福祉行政論	1 単位	
		保健統計学 I	1 単位	
学校保健	2 単位	学校保健	2 単位	
養護概説	2 単位	養護概説	2 単位	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2 単位	健康教育論	1 単位	
		援助関係論	1 単位	
栄養学 (食品学を含む)	2 単位	栄養代謝学	1 単位	
		臨床栄養学	1 単位	
解剖学・生理学	2 単位	形態機能学 I	2 単位	
		形態機能学 II	2 単位	
「微生物学・免疫学・薬理概説」	2 単位	感染免疫学	2 単位	
		薬理学	2 単位	
精神保健	2 単位	精神看護学概論	2 単位	
看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	10 単位	看護学概論	2 単位	
		看護技術総論	1 単位	
		看護技術論 I	2 単位	
		看護技術論 II	2 単位	
		看護技術論 III	1 単位	
		看護基礎実習 I	1 単位	
		看護基礎実習 II	1 単位	
		成人看護活動論 II	2 単位	
		成人看護活動論 III	1 単位	
		成人看護実習 I	1 単位	
		成人看護実習 II	2 単位	
		小児看護学概論	2 単位	
		小児看護活動論 I	1 単位	
		小児看護活動論 II	1 単位	
		小児看護実習	2 単位	
母性看護学概論	2 単位			

教職に関する科目（21 単位）

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設科目		
項目	各科目に含める必要事項	単位数	科目名	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 単位	教育原理	1 単位	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	1 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1 単位	
道徳、総合的な学習の時間等指導演導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6 単位	道徳教育論	1 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動・総合的な学習指導論	1 単位	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論	1 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	1 単位	
教育実践に関する科目	養護実習	5 単位	養護実習	4 単位	
	学校体験活動		養護教育実習事前事後指導	1 単位	
	教職実践演習	5 単位	教育実践演習（養護教諭）	2 単位	

教員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位）

教職免許法施行規則 第66 条の 6 に定める科目		左記に対応する開設科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
日本国憲法	2 単位	法と人権	2 単位
体育	2 単位	スポーツ科学と運動	1 単位
		スポーツ理論	1 単位
外国語コミュニケーション	2 単位	英語 I（基礎）	1 単位
		英語 II（会話）	1 単位
情報機器の操作	2 単位	情報処理	1 単位
		情報リテラシー	1 単位

別表第1 栄養教諭一種免許状取得に必要な科目及び単位数（2019年度以降入学生対象）

（保健医療学部 栄養学科）

栄養に係る教育に関する科目（4単位）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項	4	食生活論	2	
食に関する指導の方法に関する事項		食育指導論	2	

教職に関する科目（18単位）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	1	
	教職の意義及び教育の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	
育等道徳、相談内容に及びる生徒学習の指導、時間	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育論	1	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動・総合的な学習指導論	1	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	1	
科目に教育実践	栄養教育実習	2	栄養教育実習事前・事後指導	1	
			栄養教育実習	1	
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	

教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
日本国憲法	2	法と人権	2	
体育	2	スポーツ理論	1	
		スポーツ科学と運動	1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ（基礎）	1	
		英語Ⅱ（会話）	1	
情報機器の操作	2	情報処理	1	
		情報リテラシー	1	

別表第1 栄養教諭一種免許状取得に必要な科目及び単位数（2018年度以前入学生対象）

（保健医療学部 栄養学科）

栄養に係る教育に関する科目（4単位）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 	4	食生活論	2	
		食育指導論	2	
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の方法に関する事項 				

教職に関する科目（18単位）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
に教職に関する意義科目等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	教職概論	2	
に教育に関する基礎科目理論	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 	4	教育原理	1	
			教育心理学	2	
			教育制度論	1	
科目に教育に関する課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・道徳及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	4	教育課程論	1	
			道徳教育論	1	
			特別活動論	1	
科目に生徒指導に関する	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	4	生徒指導論	2	
			教育相談論	2	
栄養教育実習		2	栄養教育実習事前・事後指導	1	
			栄養教育実習	1	
教職実践演習		2	教職実践演習	2	

教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
日本国憲法	2	法と人権	2	
体育	2	スポーツ理論	1	
		スポーツ科学と運動	1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ（基礎）	1	
		英語Ⅱ（会話）	1	
情報機器の操作	2	情報処理	1	
		情報リテラシー	1	

札幌保健医療大学試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学保健医療学部履修規程第13条の規定に基づき実施する試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第2条 学生は、各学期に履修登録した授業科目（以下「科目」という。）についてのみ、受験することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格を有しない。

- (1) 授業料その他納付金が未納の者
- (2) 授業出席時間数が、その授業実施時間数の3分の2未満の者

(受験資格の喪失)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者
- (5) 追試験・再試験についての必要な手続きを終了していない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に該当する者に対しては、当該科目の試験のみに有効とする仮学生証による受験を認める。仮学生証の交付を受けようとする者は、速やかに学務課において手続きを行うこととする。

(試験の種類)

第4条 試験の種類は、「期末試験」、「追試験」及び「再試験」とする。

2 「期末試験」は、規定の授業回数終了後に行う試験とする。なお、手続き及び実施は、科目責任者の責任下で行う。

3 「追試験」は、公欠又はやむを得ない理由により期末試験を受験できなかった者で、かつ必要な手続きを行った者に対して各科目1回に限り行う。なお、追試験の受験は教務委員会で審議のうえ、許可する。

4 追試験は、原則として有料とする。

5 「再試験」は、期末試験等又は、追試験において不合格となり、必要な手続きを行った者に対して行う。ただし、期末試験（期末試験に相当する試験を含む）又は、追試験を受験しなかった者、不正行為を行ったことにより受験資格を失った者には、再試験を実施しない。

6 再試験は有料とし、各科目1回に限り徴収する。

(試験方法)

第5条 試験は、筆記、口述、レポート、実技等の方法により行う。

(試験時間)

第6条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第7条 試験監督は、複数体制とする。原則として、当該科目の担当教員が試験監督主任となる。但し、受験する学生が1名の場合は科目責任者の責任のもと試験監督を1名とすることができる。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(成績評価)

第8条 学則第31条に基づき、次のとおり成績評価を行う。成績評価は、秀(100点～90点以上・優(90点未満～80点以上)・良(80点未満～70点以上)・可(70点未満～60点以上)・不可(60点未満)の5種類をもって表わし、可以上を合格とする。

2 追試験の成績評価は、定期試験と同様の取扱いとする。ただし、再試験の場合は成績評価の上限を可(60点)とする。

(成績通知)

第9条 成績は、各期末に本人・保護者(保証人)等に通知する。

(受験者の義務)

第10条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従う。
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得る。
- (3) 学生証を机上に提示する。
- (4) 解答に先立って、学籍番号及び氏名を記入する。
- (5) 試験開始後、30分経過するまで及び試験終了5分前からは退室することができない。
- (6) 配付された解答用紙は、必ず提出する。
- (7) 試験場においては、物品の貸借をしない。

(無効とする解答)

第11条 次の各号のいずれかに該当する解答は、無効とする。

- (1) 第2条に定める受験資格を有していない者の解答
- (2) 第3条に該当する者の解答

(不正行為の種類)

第12条 試験における不正行為とは、次に定めるものの他、監督員の指示に従わない行為をいう。

- (1) 代人受験
- (2) 解答用紙の交換
- (3) 偽名の記載
- (4) カンニング
- (5) 使用が許可されていない電子機器その他の物品等の使用
- (6) 持ち込み(使用)可の資料等の貸借
- (7) レポート等の課題における盗用・剽窃行為
- (8) 問題・解答用紙配布中、配布後及び回収中の私語
- (9) 解答用紙の持ち出し
- (10) 回収予定の問題冊子の持ち出し

(不正行為者の取扱い)

第 13 条 受験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者は、別表「試験における不正行為の措置」に基づき対応するとともに、学則第 46 条の定めるところにより懲戒を行う。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2025 年 10 月 1 日から施行する。

別表

試験における不正行為の措置

不正行為様態	措置
①代人受験 ②解答用紙の交換 ③偽名の記載 ※依頼を受けて受験行為を行った者も処分の対象となる	・当該学期の履修科目のすべてを失格とする。
④カンニング a カンニングペーパーの使用 b 他人の答案を盗み見る行為 c 持ち込み禁止のテキストやノート、資料等の閲覧 d 机上等（所持品、電子機器、身体、壁等）への試験関連事項の書き込み e 組織的カンニング行為（答案を教わる・見る、他の人に答案教える・見せる、カンニングの手助けをする） ⑤使用が許可されていない電子機器その他の物品等の使用 ⑥持ち込み（使用）可の資料等の貸借 ⑦レポート等の課題における盗用・剽窃※行為	・当該学期の履修科目のすべてを失格とする。
⑧問題・解答用紙配布中、配布後及び回収中の私語 ⑨解答用紙の持ち出し ⑩回収予定の問題冊子の持ち出し	・当該科目を失格とする。
在学中における再度の不正行為	・当該年度の履修科目のすべてを失格とする。

- 不正行為様態⑦のレポート等の課題とは、期末試験に代えて提出が求められるレポート課題等とする。
- その他、試験監督者の指示に従わない場合や、試験の公平性を損ない、試験の適正な実施を妨げる行為、他の受験者の迷惑となる行為等、試験監督者が不適切な行為と認めた場合、上記措置に準じて対応する。

剽窃※…他人の著作から全部または部分的に文章、図表、語句、話の筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いること。友人が書いたレポート等を写す行為は剽窃であり、ネット上の情報を自分のレポートに貼り付けてしまう行為も剽窃。他人のテキストを自分で入力しても剽窃になる。

札幌保健医療大学における成績評価の異議申し立てに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学の学生が履修した授業科目に係る成績評価(以下、「評価」という)に対して、異議申し立てを行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(異議申し立て事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目の評価について疑義のある場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができる。ただし、評価の基準に関する申し立ては認めない。

(評価に関する問い合わせ)

第3条 学生は、評価に対する異議申し立てを行う前に、当該科目の科目責任者に問い合わせを行う。問い合わせの方法は、別紙様式1により学務課を通して行う。

(問い合わせの期限)

第4条 前条に規定する問い合わせは、評価が提示されてから7日以内に行う。

(科目責任者の責務)

第5条 第3条の規定により問い合わせを受けた科目責任者は、原則5日以内に、評価について別紙様式1に必要事項を記入し学務課に提出する。学務課は受領した当該書類を速やかに学生に提示する。

(評価に関する異議申し立て)

第6条 前条に規定する科目責任者からの説明又は回答に対し異議がある場合は、回答を受けてから速やかに別紙様式1により、教務部長又は研究科長に異議申し立てを行う。

2 学生から異議申し立てを受領した場合は、科目責任者に異議申し立て内容の審議を行うことを報告する。

(異議申し立て内容の審議)

第7条 教務部長又は研究科長は、前条に規定する異議申し立てを受けた場合、教務委員会又は研究科委員会にて評価に関する審議を行う。

2 教務委員会又は研究科委員会は必要に応じて、科目責任者と当該学生から意見を聞く。

3 保健医療学部の学生の場合は、教務委員会は評価に関する審議を行い、その結果を教授会に報告する。

(調査結果の通知)

第8条 調査の結果は、異議申し立てを行った学生と科目責任者に次の様式により通知する。

(1) 異議申し立てを行った学生 別紙様式2

(2) 科目責任者 別紙様式3

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会を経て学長が行う。

附 則

この規程は2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2025年6月1日から施行する。

成績評価に関する異議申立書

提出日	年 月 日	
学部学科／研究科		
学籍番号・氏名		
学生連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)

科目名	
科目責任者（科目担当教員）	※科目責任者以外の教員に確認したい場合は、教員名も記載してください
問い合わせ内容	

科目責任者受理日	年 月 日
回答	
評価訂正の有無	<input type="checkbox"/> 評価の訂正を行う（学務課にて訂正の手続きを取ってください） <input type="checkbox"/> 評価の訂正は行わない
科目責任者回答日	年 月 日
科目責任者氏名	

上記回答に異議がある場合は、以下記入し、速やかに学務課に提出してください。

上記回答に対して、異議申立いたします。	
提出日	年 月 日
学籍番号	学生氏名

年 月 日

所 属

学生氏名 様

札幌保健医療大学

教務部長又は研究科長 ○○ ○○

成績評価に関する異議申し立てに対する判断結果について（通知）

年 月 日付けでなされた成績評価に関する異議申し立てについて、下記の通り判断しましたので通知します。

記

1. 担当教員名、科目名

- ・科目責任者名
- ・科目名

2. 判断結果・理由

- 判断結果・成績評価に関する科目担当教員の説明を妥当であると判断します。
- 成績評価に関する貴殿の申し立てを妥当であると判断します。つきましては科目責任者に成績評価の再考を求め、評価を訂正します。

（理由）

年 月 日

所 属
教員氏名 様

札幌保健医療大学
教務部長又は研究科長 ○○ ○○

成績評価に関する異議申し立てに対する判断結果について（通知）

年 月 日付けでなされた成績評価に関する異議申し立てについて、下記の通り判断しましたので通知します。

記

1. 担当教員名、科目名

- ・科目責任者名
- ・科目名

2. 判断結果・理由

- 判断結果・成績評価に関する科目責任者の説明を妥当であると判断します。
- 成績評価に関する貴殿の申し立てを妥当であると判断します。つきましては科目責任者に評価の再考を求め、成績を訂正します。

（理由）

札幌保健医療大学既修得単位認定規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）学則第28条の規定に基づき、本学に入学した学生の既修得単位の認定の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 本学に入学した学生で既修得単位の認定を希望する学生は、入学時に次の書類を学務課へ提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 学業成績証明書（修得単位の単位数、授業時間数、単位修得・成績を証明できるもの）
又は単位修得証明書

(3) 在学時のシラバス（認定を受けようとする授業科目の内容を確認できるもの）

(4) その他既修得単位認定に必要な書類

(申請の時期)

第3条 申請の時期は、本学に入学した年の4月に限るものとする。

(既修得単位の認定基準等)

第4条 認定を受けようとする授業科目及び単位数は、本学における授業科目及び単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

2 既修得単位として認定できる授業科目は、本学で開講されているすべての科目とし、認定できる科目の単位数の範囲内で行う。

(認定方法)

第5条 既修得単位の認定は、教授会を経て、学長が決定する。

2 既修得単位の認定の審査は、教務委員会において行なう。その際、必要に応じて授業科目担当教員の意見を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 教務委員長は、既修得単位の認定結果について、既修得単位認定通知書により申請者へ通知する。

(認定申請科目の履修)

第7条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、第2条により申請した授業科目の単位が認定されるまでは、その授業科目を履修しなければならない。

2 申請した学生が希望した場合、担当教員が許可すれば認定後も聴講することができる。

(履修科目の登録上限)

第8条 認定した授業科目の単位数は、履修科目の登録上限に算入しない。

(成績の表記)

第9条 認定した授業科目の成績の表記は、「認定」とする。

2 認定した授業科目はGPA算出の対象科目としない。

(修業年限)

第10条 第4条第1項の規定により既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は、行わない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

学生の皆さんへ

学長 大日向輝美

学修における生成 AI (ChatGPT 等) の使用に関する留意事項について

人工知能研究開発機関 (OpenAI 社) が公開した ChatGPT などの生成 AI の開発や利活用が急速に進展しています。一方で、教育研究活動における様々なリスクや、倫理的・社会的問題を引き起こす可能性も指摘されており、学生の皆さんが、ChatGPT 等の生成 AI を使用する場合は、情報の正確性や個人情報保護等の課題に十分留意しながら、慎重に扱うことが求められます。

生成 AI の利用に関する本学の方針及び留意点を下記のとおり示します。

1. 試験の解答や、各種レポート課題等の作成について、ChatGPT 等の AI 技術を使ったサービスの利用を禁止します。ただし、授業の担当教員が利用を認めた場合は、この限りではありません。授業等での利用については担当教員の指示に従ってください。
2. ChatGPT 等を利用して各種課題レポートを作成した場合は、**剽窃***(不正行為)となる場合があります。剽窃(不正行為)となった場合は、試験規程第 13 条に基づく措置(当該学期全履修科目の失格)を講じる他、懲戒処分となる場合があります。

剽窃*…他人の著作から全部または部分的に文章、図表、語句、話の筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いること。ネット上の情報を自分のレポートに貼り付けてしまう行為も剽窃。他人のテキストを自分で入力しても剽窃になる。
3. ChatGPT 等の生成 AI が出力した情報(文章や画像等)には、他者が著作権を有するものが含まれている場合があります。知らずにそのまま利用することで、著作権侵害などの違法行為に問われる可能性があることに注意してください。
4. ChatGPT 等の生成 AI が出力した情報は、正しいものとは限りません。虚偽や誤った内容、倫理的に問題のある情報を生成するといった問題点も報告されています。利用する場合には、自己の責任において情報の真偽や適切性について検証・確認を行ってください。
5. ChatGPT 等の生成 AI に入力した情報はデータベースに蓄えられ、意図せずに流出・漏洩する可能性があります。実習等で得た情報(個人情報やプライバシーに関わる機密情報等)や、未発表の論文やデータなどは絶対に入力しないでください。(個人情報の漏洩についても懲戒処分の対象となる場合があります)

本学では引き続き、生成 AI の今後の開発状況や社会動向等を注視しながら、大学として適切な対応を行っていく予定です。